



刑事施設における交通安全指導の様子
【写真提供：法務省矯正局】

は れ れ ば
#8008
ひとりでは悩んでいませんか？

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に悩んでいませんか。
相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。
ひとりでは悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

「DV相談ナビ」
【画像提供：内閣府男女共同参画局】

▶ 第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

- | | |
|------|-------------------------|
| 第1章 | 交通犯罪 |
| 第2章 | 薬物犯罪 |
| 第3章 | 組織的犯罪・暴力団犯罪 |
| 第4章 | 財政経済犯罪 |
| 第5章 | サイバー犯罪 |
| 第6章 | 児童虐待・配偶者間暴力・ストーカー等に係る犯罪 |
| 第7章 | 女性犯罪・非行 |
| 第8章 | 高齢者犯罪 |
| 第9章 | 外国人犯罪・非行 |
| 第10章 | 精神障害のある者による犯罪等 |
| 第11章 | 公務員犯罪 |

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合が、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合が、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。

2 道路交通法

道路交通法については、平成27年法律第40号による改正で、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近において受けた認知機能検査の結果と比較して悪化している場合に臨時高齢者講習を実施することとされたほか、運転免許証の更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者には、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査の受検又は医師の診断書提出を要することとされた（平成29年3月施行）。

また、令和元年法律第20号による改正により、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月に、②は元年12月にそれぞれ施行）。

さらに、令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著し

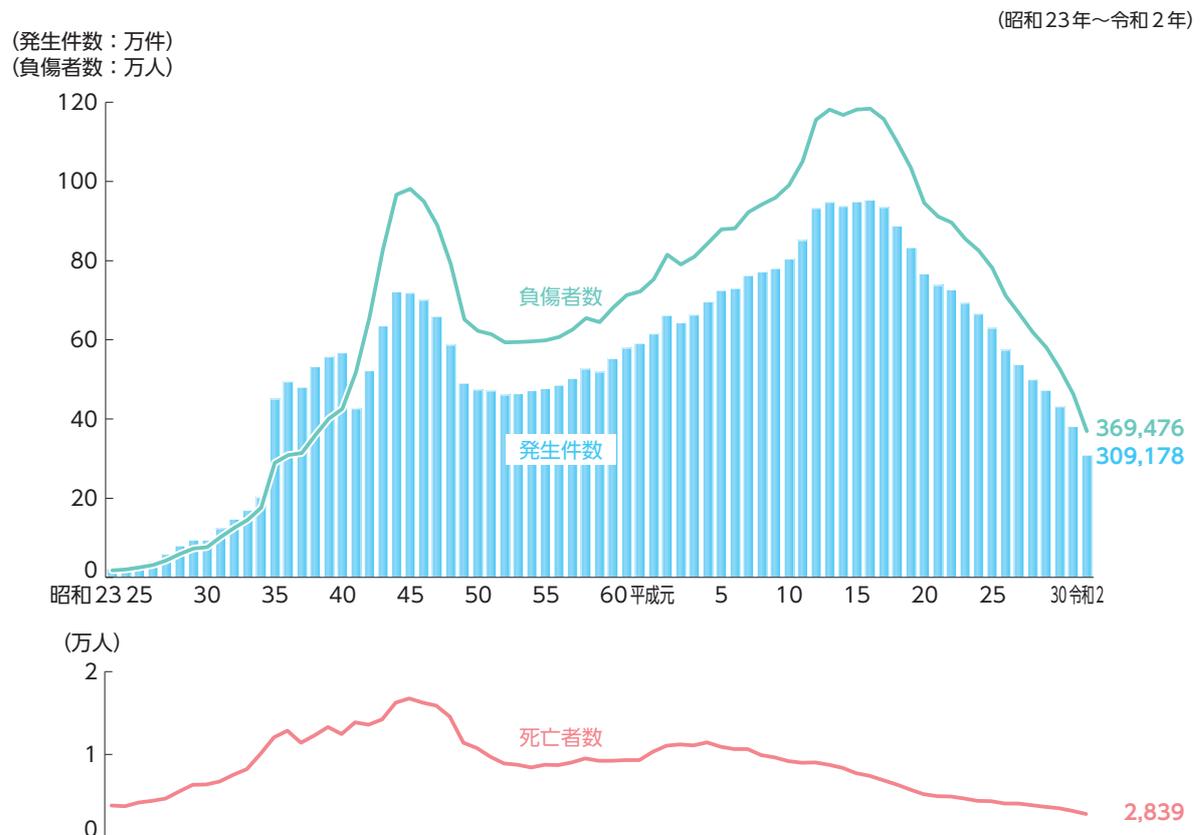
い交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならない、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月に、②は4年6月までにそれぞれ施行）。

第2節 犯罪の動向

1 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、**4-1-2-1図**のとおりである（詳細については、CD-ROM資料**4-1**参照）。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少し続けており、27年から令和元年まで前年比それぞれ5%台から11%台、6%台から12%台で減少したところ、2年は、それぞれ30万9,178件（前年比18.9%減）、36万9,476人（同20.0%減）であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和2年は2,839人（同376人減）と、昭和23年以降初めて3,000人を下回り、最少を更新した（CD-ROM資料**4-1**参照）。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

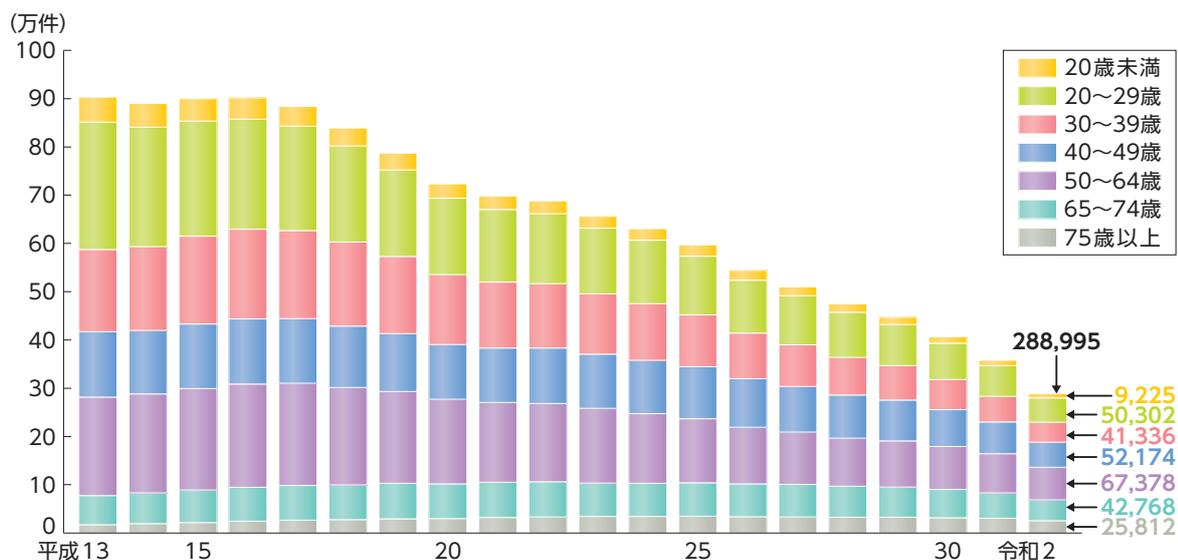
交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、**4-1-2-2図**のとおりである。少年が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成13年から減少し続けており、令和2年（9,225件）は平成13年（5万2,000件）の約6分の1の水準であった。また、20～29歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数も、13年から減少し続けており、令和2年（5万302件）は平成13年（26万3,706件）の約5分の1の水準であった。一方、65～74歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は、横ばいないし減少傾向にあったが、26年（6万7,900件）以降は減少し続けており、令和2年は4万2,768件（前年比19.1%減）であった。75歳以上の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後、おおむね横ばいないしわずかな減少にとどまっていたが、30年（3万1,935件）以降は減少し続けており、令和2年は2万5,812件（同15.3%減）であった。

交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、令和2年は23.7%（前年比0.4pt上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和2年は56.2%（前年比0.8pt上昇）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図 交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

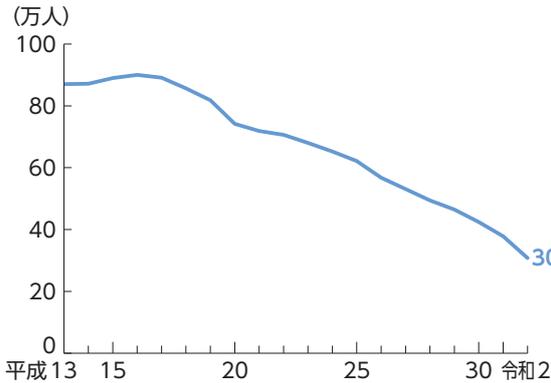
2 過失運転致死傷等・危険運転致死傷

過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（平成13年以降）を見ると、**4-1-2-3図**のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、16年（90万119人）をピークに高止まりの状態にあったが、17年以降減少し続けており、令和2年は30万7,831人（前年比18.6%減）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成14年から25年まで、270人台から420人台で推移した後、26年5月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されるなどすると、27年以降、その検挙人員は590人台から650人台で推移していたが、令和2年は732人（同12.1%増）であった。

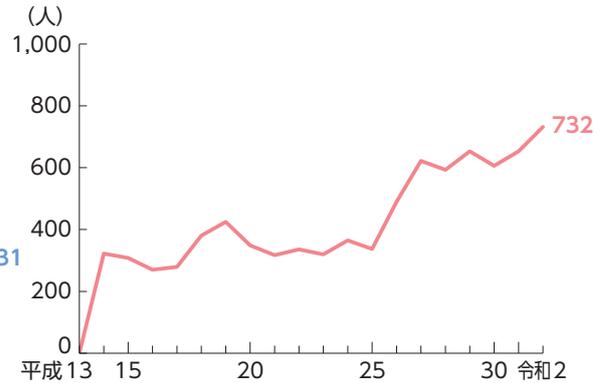
4-1-2-3 図 過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

(平成13年～令和2年)

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



注 1 警察庁の統計による。

2 平成13年の危険運転致死傷は、刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）の施行日である同年12月25日以降の人員である。

令和2年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、**4-1-2-4表**のとおりである。同年の危険運転致死傷の検挙人員732人のうち致死事件は42人（前年比2人増）で、2年の過失運転致死傷等の検挙人員30万7,831人のうち致死事件は2,547人（同130人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4 表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和2年)

罪 名	検 挙 人 員	致 傷 致 死	
		致 傷	致 死
自動車運転死傷処罰法	302,779	300,237	2,542
危険運転致死傷(2条)	381	353	28
危険運転致死傷(3条)	293	279	14
無免許危険運転致傷(6条1項)	48	48	...
無免許危険運転致死傷(6条2項)	10	10	-
過失運転致死傷	300,830	298,350	2,480
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	104	98	6
無免許過失運転致死傷	1,107	1,093	14
無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	-
刑 法	5,784	5,737	47
危険運転致死傷	-	-	-
自動車運転過失致死傷等	244	233	11
重過失致死傷	3,980	3,958	22
過失致死傷	1,560	1,546	14

注 1 警察庁交通局の統計による。

2 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法4条に規定する罪をいう。

3 「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪をいう。

4 「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法6条3項に規定する罪をいう。

5 「刑法」は、道路上の交通事故に係る事案に限る。

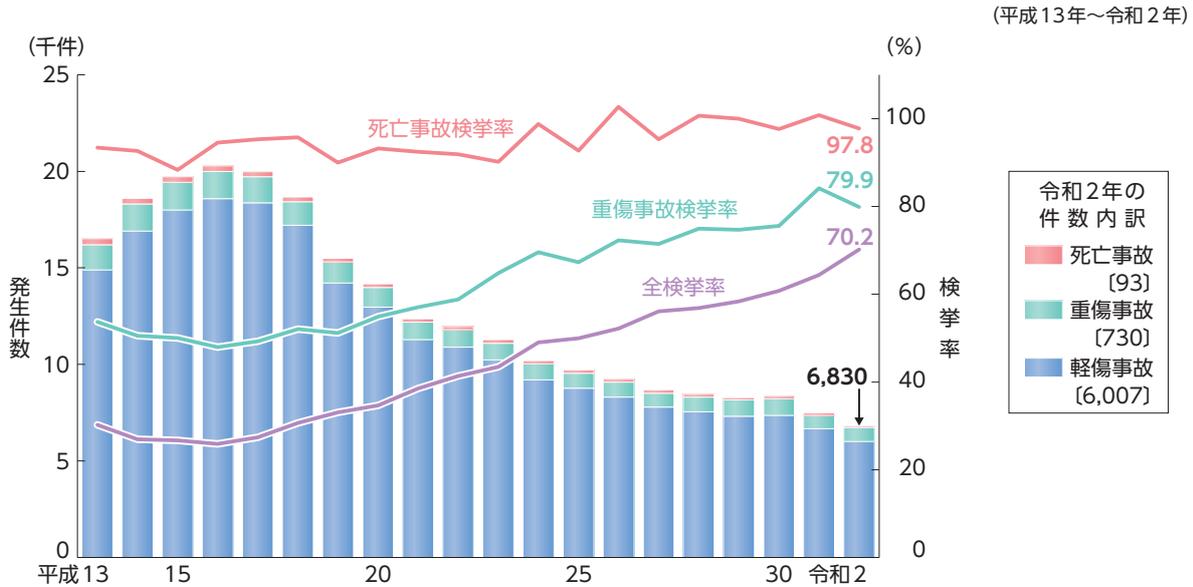
6 「刑法」の「危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

7 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、**4-1-2-5図**のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあり、令和2年は前年比661件（8.8%）減の6,830件であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年には25.9%を記録したが、翌年から上昇し続けており、令和2年は70.2%であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和2年は578万289件（前年比4万3,114件（0.8%）増）であった。その取締件数の内訳は、告知事件556万1,335件、送致事件21万8,954件であった（警察庁交通局の統計による。）。

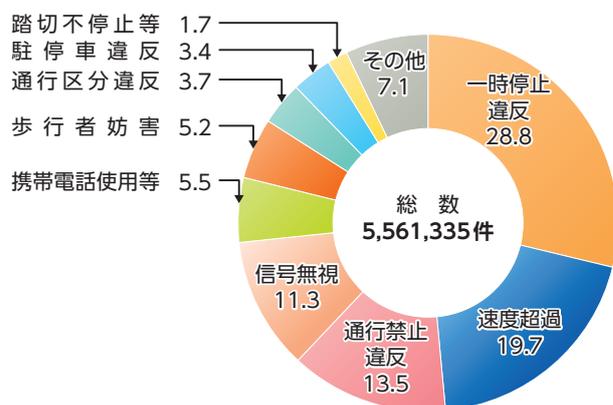
令和2年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、**4-1-2-6図**のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

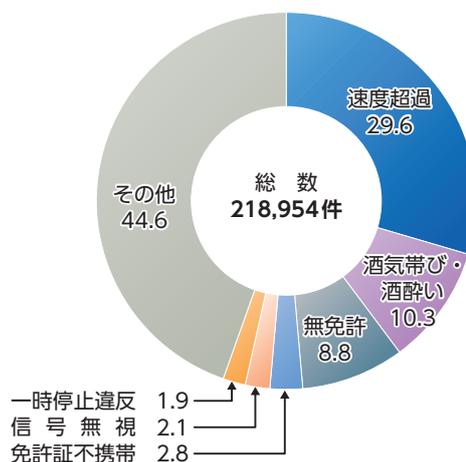
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和2年）

① 告知事件



② 送致事件



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

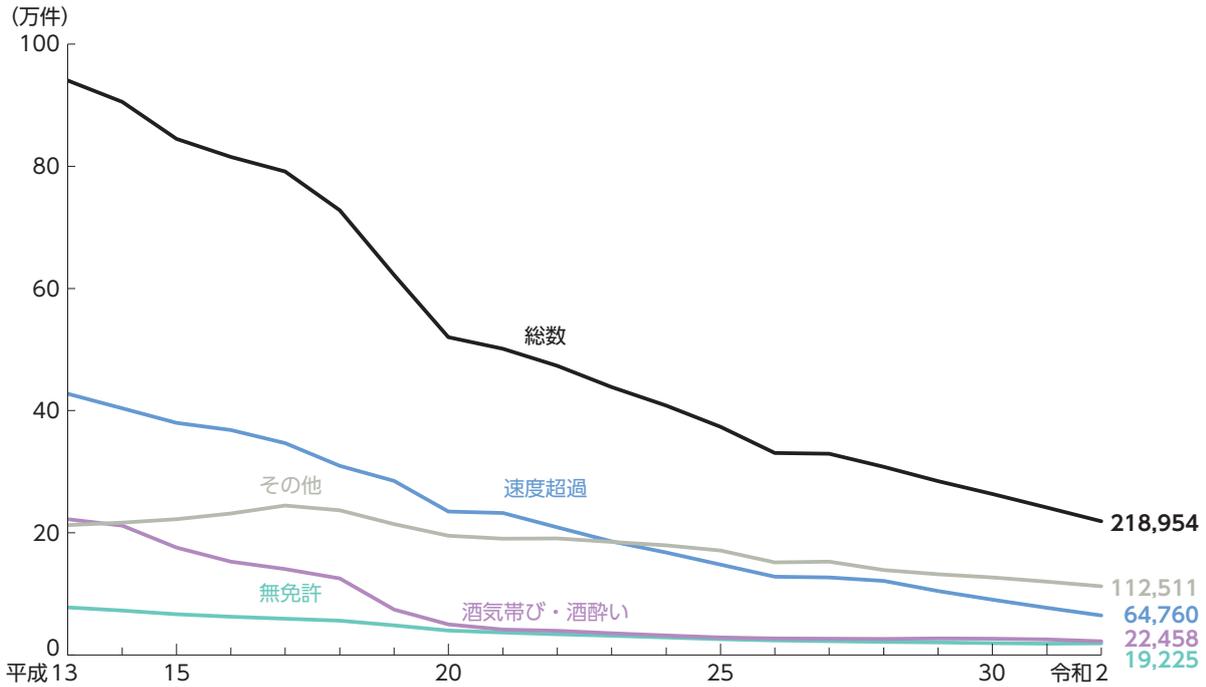
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和2年は、前記のとおり556万1,335件（前年比6万5,551件（1.2%）増）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の推移（最近20年間）を見ると、**4-1-2-7図**のとおりである。その総数は、平成13年から減少し続け、令和2年は前記のとおり21万8,954件（前年比9.3%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降、減少し続けていたが、令和2年は前年から増加し、1万9,225件（同3.3%増）であった。速度超過は、平成14年以降、減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、12年に急減すると、それ以降減少し続け、25年に3万件を下回った後は、おおむね横ばい状態にあったが、30年以降再び減少し続けており、令和2年は2万2,458件（同11.7%減）と、平成期最多であった平成9年（34万3,593件）の約15分の1の水準であった（CD-ROM参照）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加しているところ、令和2年の送致件数は、前年比11.4%増の2万5,467件であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

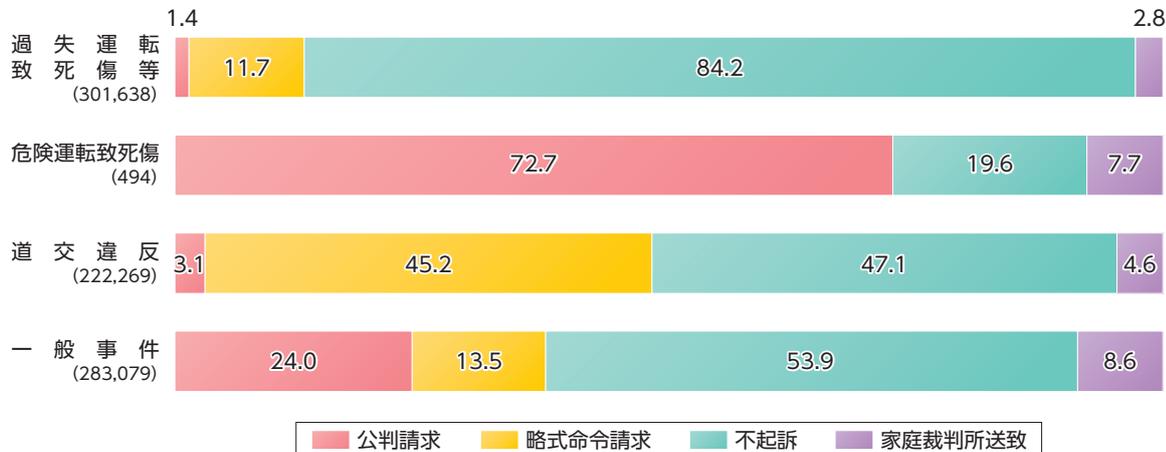
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1図は、令和2年における交通事件（過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を，それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和2年)



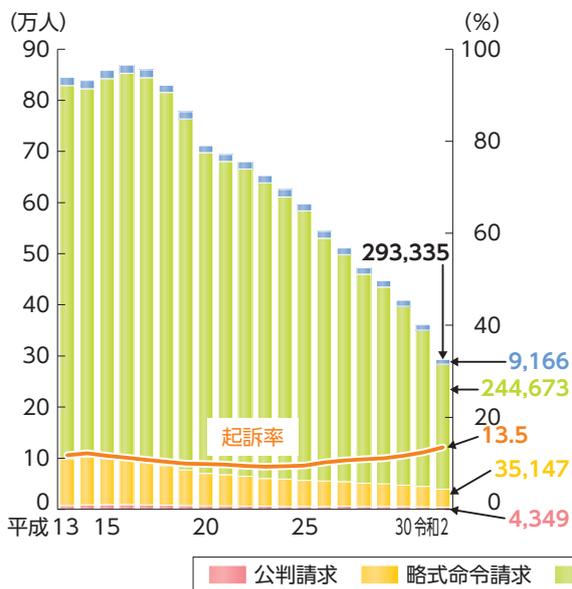
注 1 検察統計年報による。
 2 「一般事件」は，過失運転致死傷等，危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
 3 () 内は，人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は90%前後で推移しているが、起訴猶予人員は、平成17年以降減少し続け、令和2年は前年よりも6万1,135人減少した。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、低下傾向にあったが、平成24年からは緩やかに上昇しており、令和2年は13.5%（前年比1.1pt上昇）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下し続け、令和2年は47.4%（同4.0pt低下）であった。略式命令請求人員も、平成10年以降減少し続けている。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和2年は50.6%と平成13年（89.2%）と比べて38.5pt低下した（CD-ROM参照）。

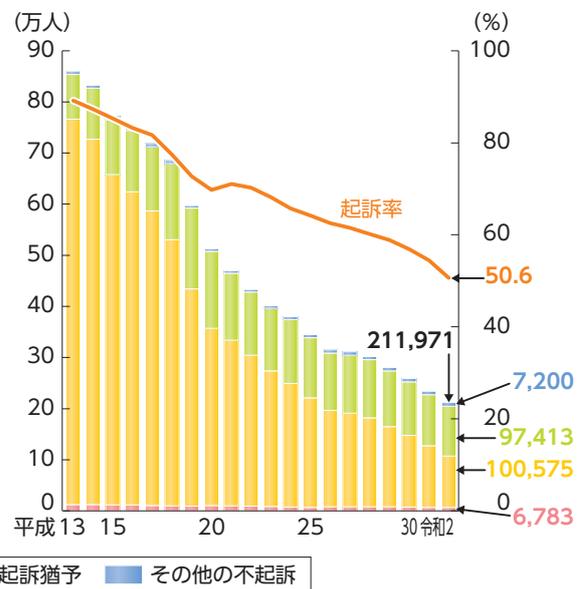
4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成13年～令和2年）

① 過失運転致死傷等



② 道交違反



注 検察統計年報による。

令和2年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、4-1-3-3表のとおりである。なお、「無免許」の者（37人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（7人）、「高速度等」（2人）、「妨害行為」（3人）、「赤信号無視」（17人）、「通行禁止道路進行」（2人）又は「飲酒等影響運転支障等」（6人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表 危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

（令和2年）

総数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
359	121	19	6	55	3	118	37

注 1 検察統計年報による。

- 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
- 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
- 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
- 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
- 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。
- 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。
- 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和2年に交通事故により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では8.5%（無免許危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件では46.4%）だったのに対し、同致死事件では95.2%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者21人のうち13人の刑は5年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.4%（無免許過失運転致傷事件では18.1%）だったのに対し、同致死事件では6.5%（無免許過失運転致死事件では60.0%）であった。道交違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は15.8%であった。道交違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は75.5%であったが、3年を超える刑の者も2人いた。

令和2年に交通事故で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、危険運転致傷につき1人及び道路交通法違反につき2人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表

交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和2年)

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	247	-	-	2	2	-	10	6 (-)	40	7 (1)	151	4 (-)	25	-	-
危険運転致死	21	5	6	2	7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条1項)	21	-	-	-	6	1 (-)	1	2 (-)	5	2 (-)	4	-	-	-	-
無免許危険運転致傷(6条2項)	7	-	-	-	1	-	-	-	1	1 (-)	4	-	-	-	-
無免許危険運転致死(6条2項)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致傷	2,337	-	-	-	-	1 (-)	21	5 (-)	145	8 (-)	1,384	17 (-)	750	1 (-)	5
過失運転致死	1,071	-	-	1	12	8 (-)	98	31 (-)	274	16 (-)	615	2 (-)	14	-	-
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	45	-	-	-	1	-	-	-	15	1 (-)	27	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷	474	-	-	-	9	1 (-)	7	8 (-)	16	29 (-)	174	35 (-)	182	4 (-)	9
無免許過失運転致死	5	-	-	-	1	1 (-)	1	1 (-)	1	-	-	-	-	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1 (-)	-	-	-	-	-
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道交違反	5,051	-	-	-	2	7 (-)	19	20 (-)	79	134 (1)	979	446 (1)	2,569	191 (-)	605

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

注 2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。

注 3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。

注 4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。

注 5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和2年における交通犯罪（危険運転致死傷，過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は966人（前年比12.5%減）であり，その内訳は危険運転致死傷が57人，過失運転致死傷等が203人，道路交通法違反が706人であった。なお，2年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち，懲役受刑者の占める比率は95.0%であった。禁錮受刑者は48人であり，その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和2年における交通犯罪の保護観察開始人員は，保護観察処分少年が5,220人（なお，交通短期保護観察の対象者（交通犯罪以外の非行名（保管場所法，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）による者を含む。以下この項において同じ。）は3,508人（**3-2-5-1** 参照）），少年院仮退院者が116人，仮釈放者が640人，保護観察付全部・一部執行猶予者が146人（うち一部執行猶予者が3人）であった。同年の保護観察開始人員について，罪名・非行名が危険運転致死傷の者は，保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が22人，少年院仮退院者が8人，仮釈放者が49人，保護観察付全部・一部執行猶予者が6人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第1節 犯罪の動向

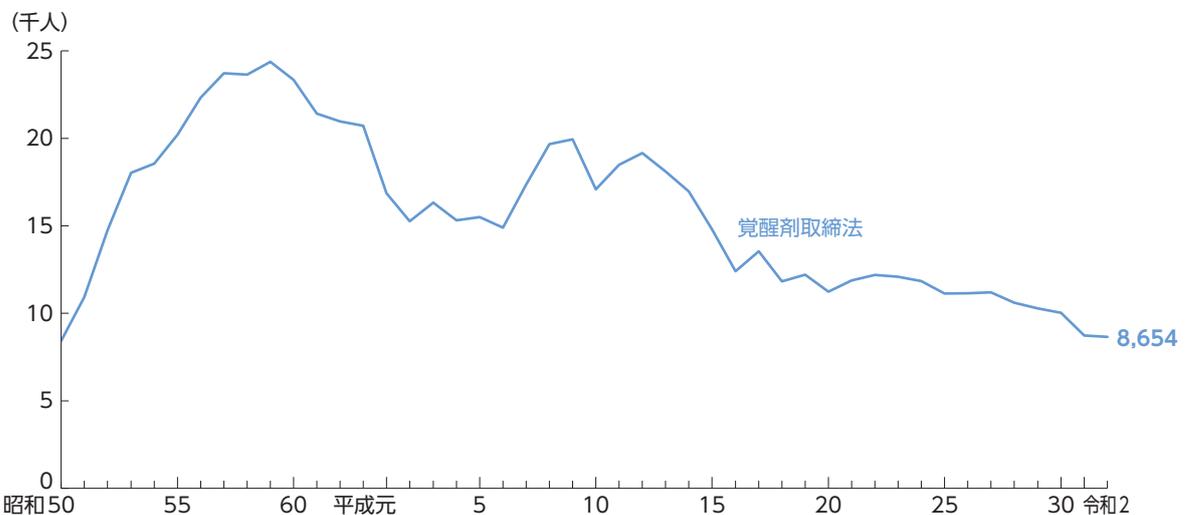
1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。昭和期から見てみると、まず、29年（5万5,664人）に最初のピークを迎えたが、罰則の強化や徹底した検挙等により著しく減少し、32年から44年までは毎年1,000人を下回っていた。その後、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。60年からは減少傾向となったが、平成6年（1万4,896人）まで小さく増減を繰り返した後、7年から増加に転じ、9年には平成期最多の1万9,937人を記録した。13年から減少傾向にあり、18年以降おおむね横ばいで推移した後、28年から毎年減少し続け、令和2年は8,654人（前年比0.9%減）であり、元年以降、2年連続で1万人を下回った（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者の比率については、**5-2-1-4図**①参照。

4-2-1-1図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

(昭和50年～令和2年)



注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。

2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

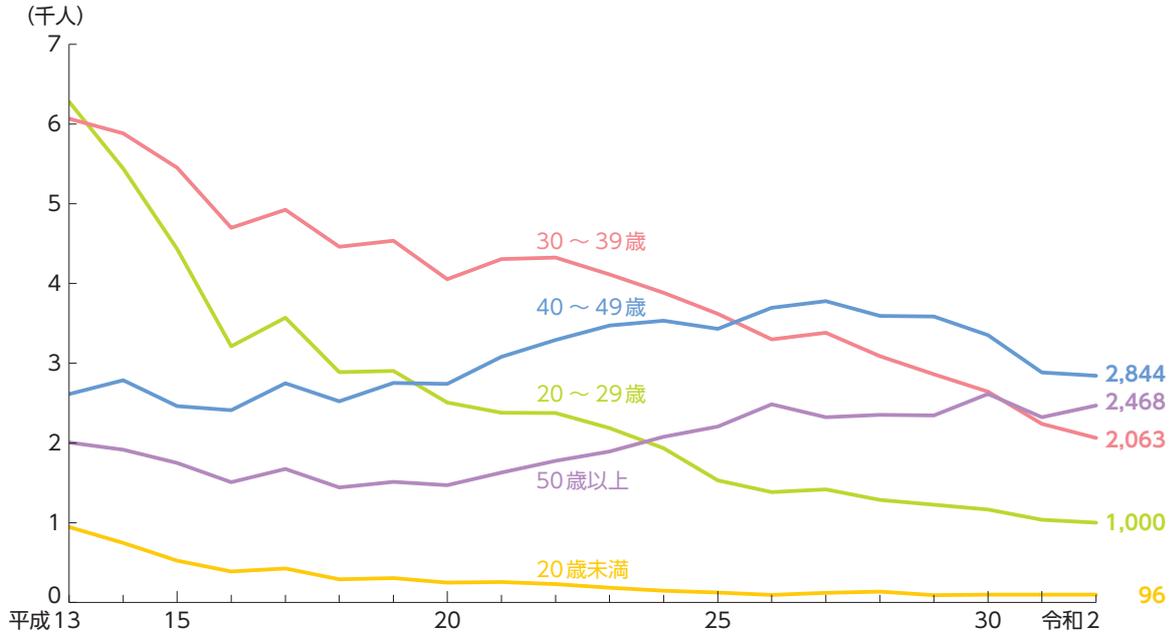
覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2図**のとおりである。20歳代の年齢層の人員は、平成期に入って以降、平成13年まで全年齢層の中で最も多かったが、10年以降減少傾向にあり、令和2年（1,000人）は平成13年（6,280人）の約6分の1であった（CD-ROM参照）。30歳代の年齢層の人員も、14年から25年まで全年齢層の中で最も多かったが、13年以降減少傾向が続いている。40歳代の年齢層の人員は、21年から増加傾向にあり、26年以降全年齢層の中で最も多くなっているものの、28年から5年連続で減少している。50歳以上の年齢層の人員は、21年から毎年増加し、26年以降はほぼ横ばいで推移している。令和2

年の同法違反の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、40歳代の年齢層が最も多く（33.6%）、次いで、50歳以上（29.1%）、30歳代（24.4%）、20歳代（11.8%）、20歳未満（1.1%）の順であった。

なお、令和2年の覚醒剤取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、高校生が11人（前年比1人増）、大学生が8人（同18人減）（20歳以上の者を含む。）であり、中学生はいなかった（同3人減）（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和2年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は5.8%であり、暴力団構成員等の比率は42.2%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和2年）

区分	総数	密輸入	所持	譲渡し	譲受け	使用	その他
総数	8,471	114	2,717	344	127	4,933	236
営利犯	490 (5.8)	101 (88.6)	290 (10.7)	96 (27.9)	3 (2.4)	-	-
暴力団構成員等	3,577 (42.2)	20 (17.5)	1,142 (42.0)	199 (57.8)	38 (29.9)	2,109 (42.8)	69 (29.2)

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 () 内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

令和2年における覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、5.7%（480人）であった。国籍等別に見ると、平成22年から30年までは、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルの順に多かったが、令和元年に韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンの順となり、2年は、韓国・朝鮮（123人、25.6%）が最も多く、次いで、ブラジル（94人、19.6%）、フィリピン

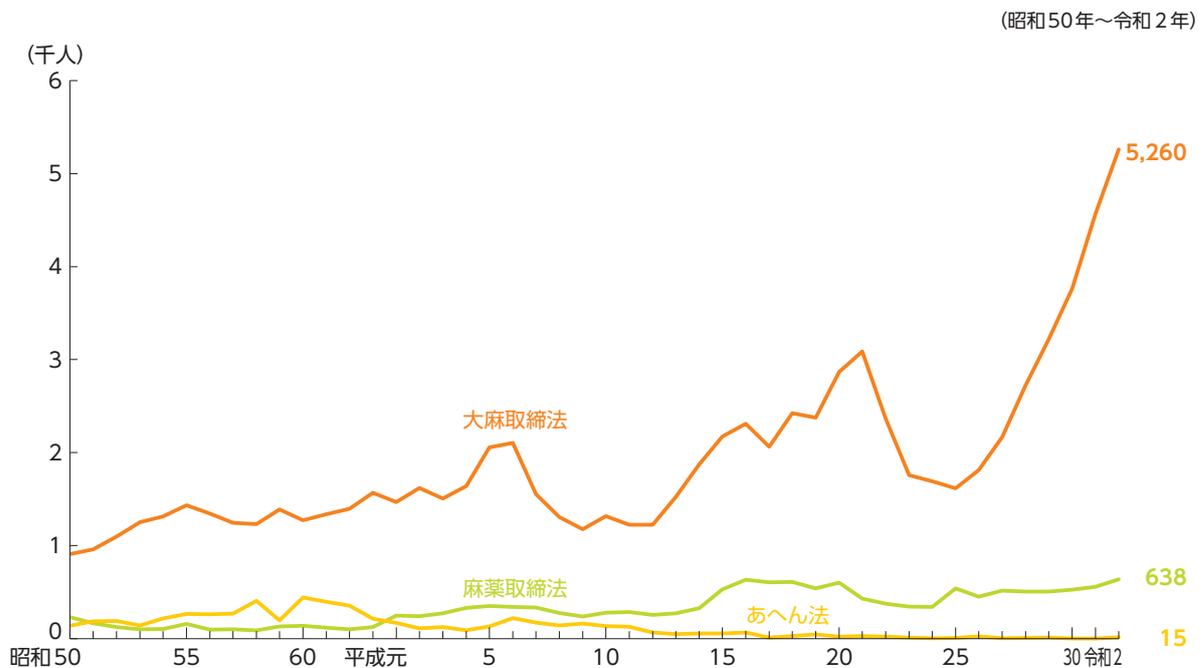
(75人, 15.6%), ベトナム (64人, 13.3%), タイ (21人, 4.4%) の順であった (警察庁刑事局の資料による。)

2 大麻取締法違反等

大麻取締法, 麻薬取締法及びあへん法の各違反 (それぞれ, 大麻, 麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。) の検挙人員 (特別司法警察員が検挙した者を含む。) の推移 (昭和50年以降) は, **4-2-1-4図**のとおりである (検察庁新規受理人員については, CD-ROM資料**1-4**参照)。大麻取締法違反は, 52年から平成30年までの間は, 1,000人台から3,000人台で増減を繰り返していた。9年には1,175人まで減少するなどしたが, 6年 (2,103人) と21年 (3,087人) をピークとする波が見られた後, 26年から7年連続で増加している。29年からは, 昭和46年以降における最多を記録し続けており, 令和2年は5,260人 (前年比15.1%増) であった (CD-ROM参照)。

なお, 大麻取締法違反の成人検挙人員中の同一罪名再犯者の比率については, **5-2-1-4図**②参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移 (罪名別)

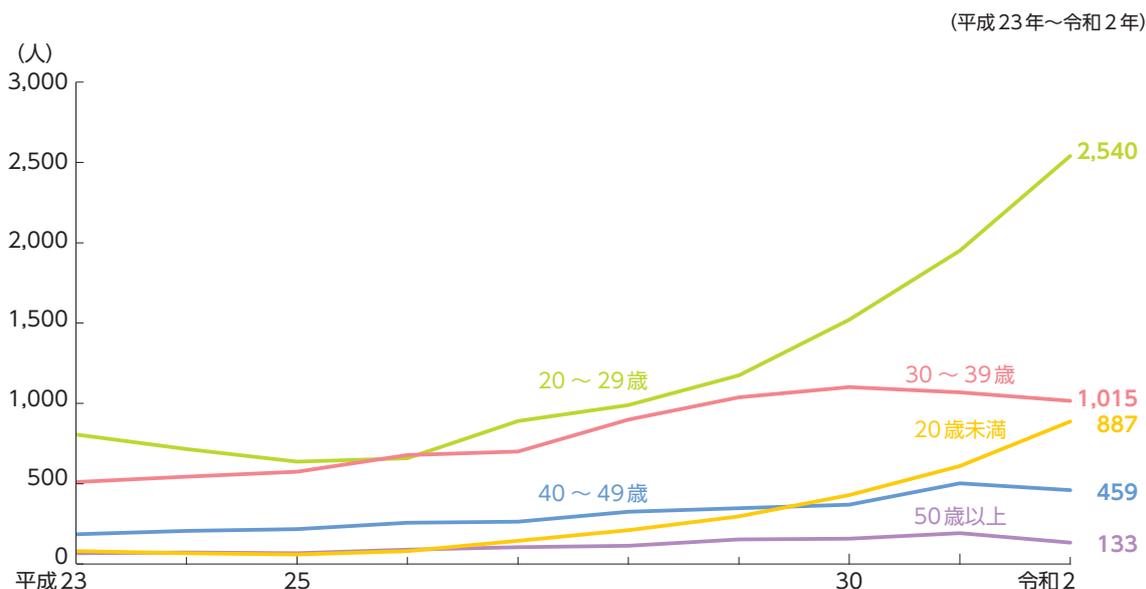


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし, 平成19年までは, 厚生労働省医薬食品局, 警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により, 20年から27年までは, 内閣府の資料による。
 2 大麻, 麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか, 特別司法警察員が検挙した者を含む。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**4-2-1-5図**のとおりである。平成23年以降、20歳代及び30歳代で全検挙人員の約7～8割を占める状況が続いているが、30歳代が近年横ばい状態で推移しているのに対し、20歳代は26年から増加し続けており、令和2年は、前年から30.3%増加し、2,540人であった。一方、20歳未満の検挙人員も平成26年から増加し続けており、令和2年は887人（前年比45.6%増）であった。

なお、令和2年の大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、中学生が8人（前年比2人増）、高校生が159人（同50人増）、大学生が219人（同87人増）（20歳以上の者を含む。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-5図 大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成期に入り、平成3年から9年にかけて大きく減少した。その後も減少傾向が続き、令和2年は180人（前年比1.7%増）であった（警察庁の統計による。）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、**4-2-1-6表**のとおりである。

令和2年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は131人（前年比34人減）であるが、そのうち82人（同41人減）は指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条28号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

(平成28年～令和2年)

適用法令	28年	29年	30年	元年	2年
総数	920	651	396	182	150
医薬品医療機器等法（薬事法）	758	578	346	165	131
麻薬取締法	126	56	48	17	19
交通関係法令	7	1	1	-	-
その他	29	16	1	-	-

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いたもの）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、過失運転致死傷、道路交通法違反の検挙人員である。
 8 「その他」は、覚醒剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死、各都道府県の薬物乱用防止に関する条例違反等のほか、指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 9 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

令和2年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、140人であり、年齢層別では、50歳代（41人、29.3%）が最も多く、次いで、40歳代（34人、24.3%）、30歳代（32人、22.9%）、20歳代（31人、22.1%）、20歳未満（2人、1.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、4-2-2-1表のとおりである。覚醒剤の押収量は、平成28年から30年までの間、1,100kg台から1,500kg台で推移した後、令和元年に平成元年以降最多の2,649.7kgを記録したが、令和2年（824.4kg）は前年の3分の1以下に急減した。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

(平成28年～令和2年)

年次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	MDMA等錠剤型合成麻薬	あへん
28年	1521.4	159.7	1.0	113.3	0.0	5,122	0.7
29	1136.6	270.5	21.9	11.6	70.3	3,244	0.0
30	1206.7	337.3	3.1	157.4	0.0	12,307	0.0
元	2649.7	430.1	14.8	639.9	16.7	73,915	0.0
2	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308	0.0

(単位は、kg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含む。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」の押収量について、1錠未満の端数は切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事犯（税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、**4-2-2-2表**のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、平成28年から30年までの間、50件台から90件台で推移した後、令和元年に229件に増加したが、2年（23件）は前年の約10分の1に急減した。覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」及び「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」も、元年に顕著に増加したが、2年はいずれも急減した。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、平成28年から令和元年までの間、40件台から60件台で推移していたが、2年（21件）は前年の約3分の1に急減した。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（平成28年～令和2年）

① 覚醒剤

形態	28年	29年	30年	元年	2年
総数	104 (1,501)	151 (1,159)	169 (1,159)	425 (2,587)	72 (800)
航空機旅客による密輸入	53 (79)	99 (190)	91 (160)	229 (427)	23 (54)
国際郵便物を利用した密輸入	20 (53)	38 (96)	52 (50)	85 (188)	23 (14)
商業貨物を利用した密輸入	21 (653)	11 (398)	23 (948)	109 (367)	26 (733)
航空貨物	15 (72)	10 (48)	13 (22)	107 (325)	20 (93)
海上貨物	6 (581)	1 (351)	10 (926)	2 (43)	6 (639)
船員等による密輸入	10 (715)	3 (475)	3 (0)	2 (1,605)	－ (－)

② 大麻

形態	28年	29年	30年	元年	2年
総数	118 (9)	171 (131)	218 (156)	242 (82)	203 (116)
航空機旅客による密輸入	49 (1)	57 (3)	49 (92)	60 (28)	21 (0)
国際郵便物を利用した密輸入	59 (4)	99 (10)	148 (45)	167 (49)	144 (77)
商業貨物を利用した密輸入	9 (4)	12 (118)	19 (19)	11 (5)	38 (40)
航空貨物	7 (4)	10 (18)	19 (19)	10 (5)	36 (40)
海上貨物	2 (0)	2 (100)	－ (－)	1 (0)	2 (…)
船員等による密輸入	1 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	－ (－)

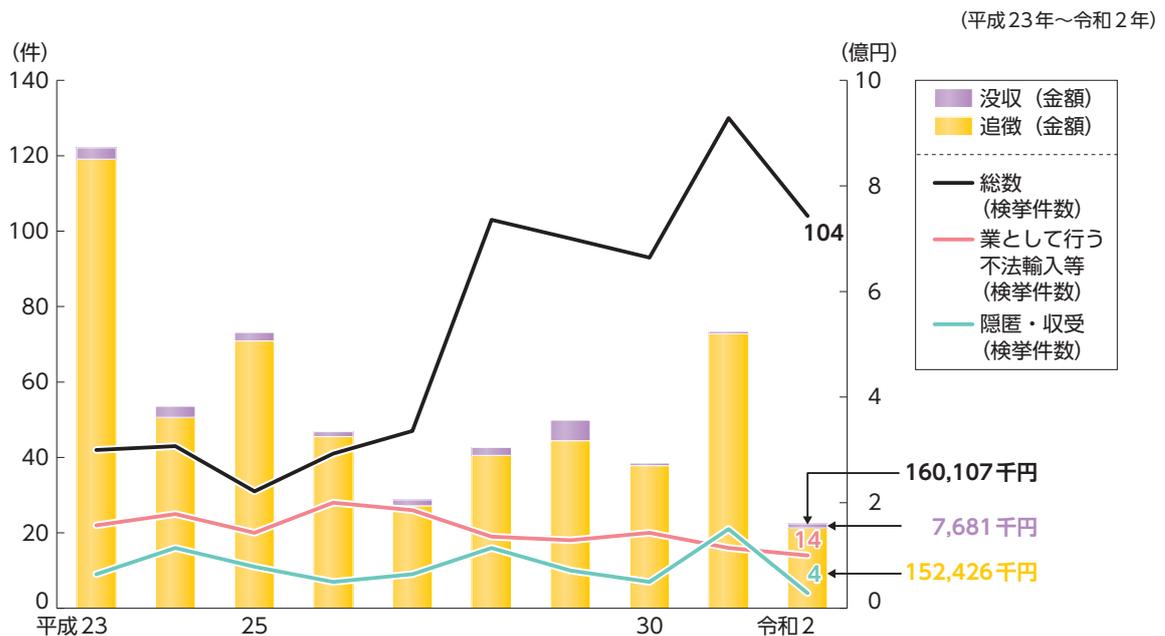
- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

令和2年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、アジア（29件）が半数近くを占めて最も多く、次いで、北米（12件）、ヨーロッパ（10件）の順であり、国・地域別では、米国及びメキシコ（9件）が最も多く、次いで、ベトナム（8件）、タイ（7件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等收受）及び9条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第3節 処遇

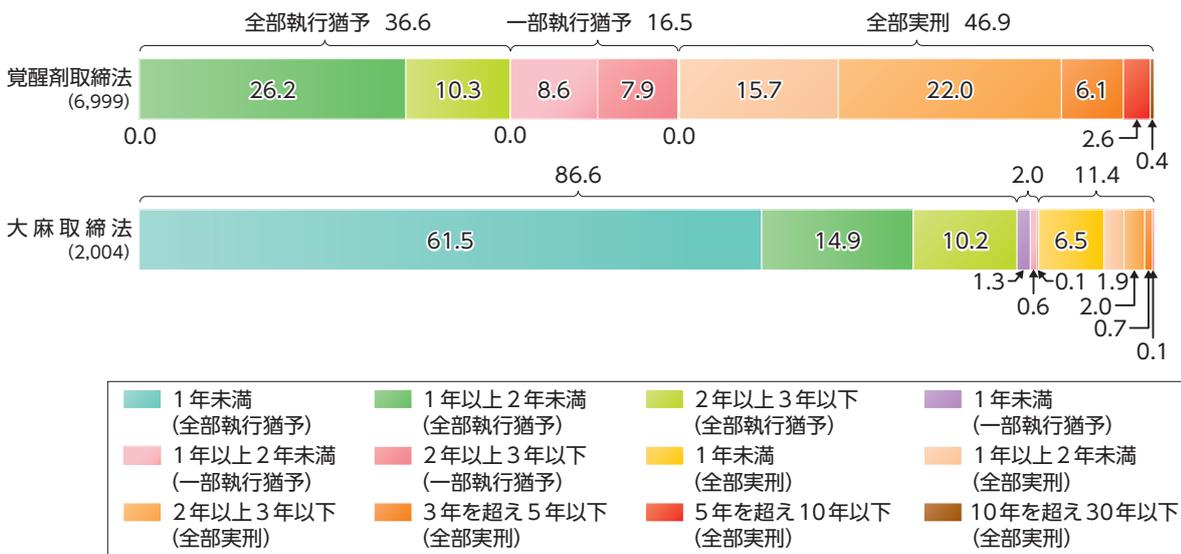
1 検察・裁判

令和2年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では77.2%、8.5%、大麻取締法違反では49.4%、35.5%、麻薬取締法違反では62.0%、17.7%であり、覚醒剤取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（令和2年は45.8%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は31.6%、起訴猶予率は61.7%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は65.0%（起訴13人、起訴猶予4人及びその他の不起訴3人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者は1人であった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和2年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-4を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比

（令和2年）



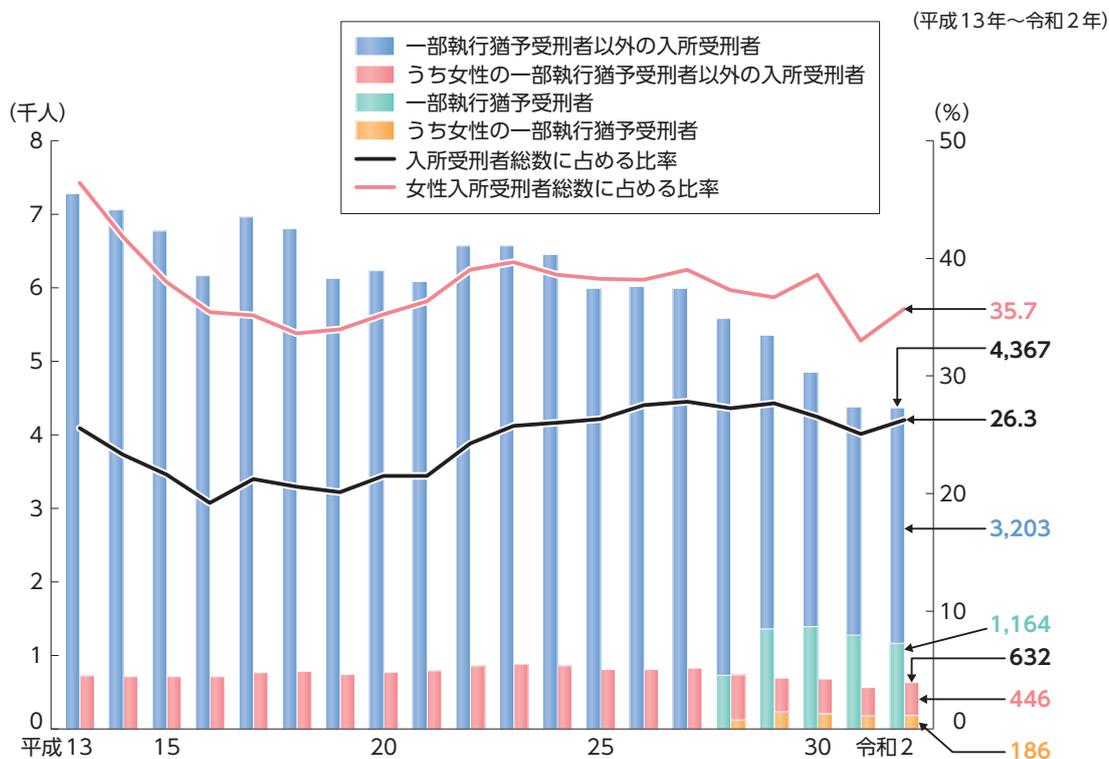
注 1 司法統計年報による。
 2 一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 () 内は、実人員である。

令和2年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、少年院送致が37人（53.6%）と最も多く、次いで、保護観察17人（24.6%）、検察官送致（年齢超過）8人（11.6%）、審判不開始3人（4.3%）、検察官送致（刑事処分相当）及び不処分各2人（それぞれ2.9%）の順であった。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-2-3-2図**のとおりである。令和2年における同法違反の入所受刑者人員は、4,367人（前年比11人（0.3%）減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は、1,164人（同111人（8.7%）減）であった（CD-ROM参照）。

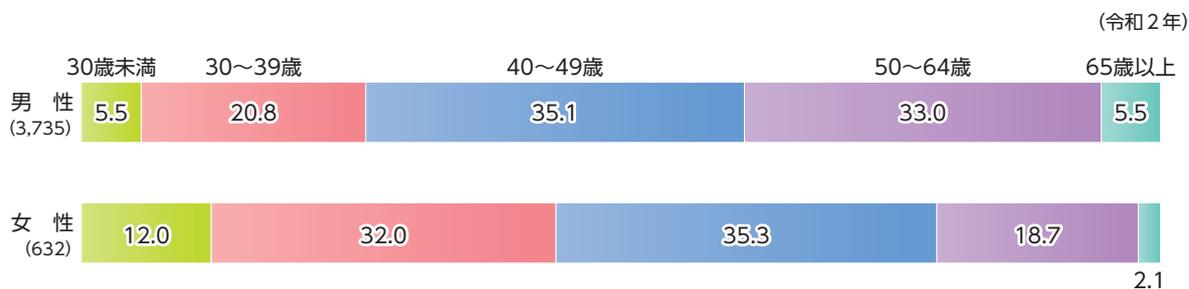
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 矯正統計年報による。

令和2年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**4-2-3-3図**のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）



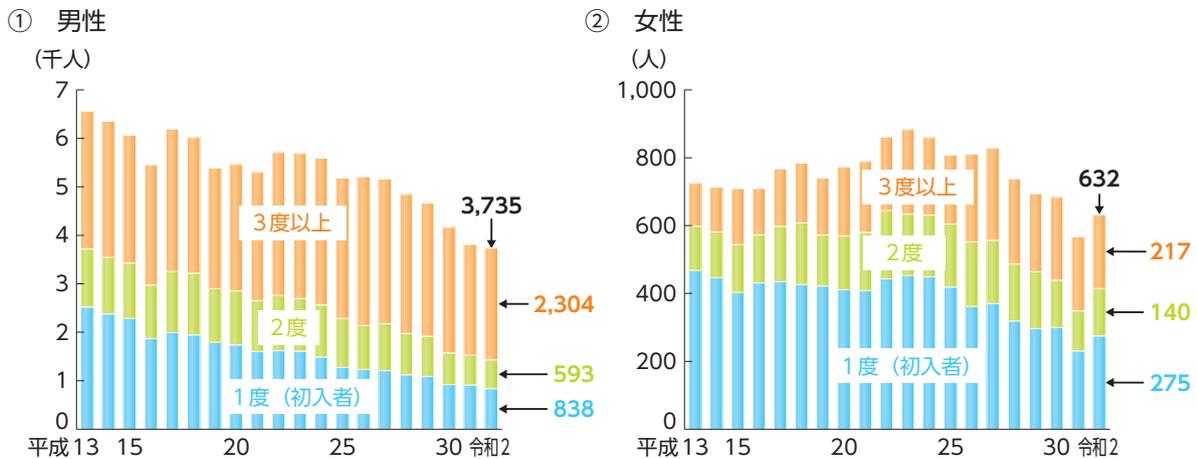
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。
3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。男性は、初入者の人員が平成14年以降、2度の人員が19年以降、3度以上の人員が27年以降それぞれ減少傾向にある。女性については、初入者の人員が24年以降、2度の人員が27年以降、3度以上の人員が28年以降それぞれ減少し、又は減少傾向にあったが、令和2年の初入者及び2度の人員はいずれも前年より増加し、それぞれ275人（前年比19.0%増）、140人（同18.6%増）であった。また、男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、初入者の割合が一貫して最も高い（CD-ROM参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-2-3-8図**を、2年以内再入率の推移については**5-2-3-10図**③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別，入所度数別）

（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

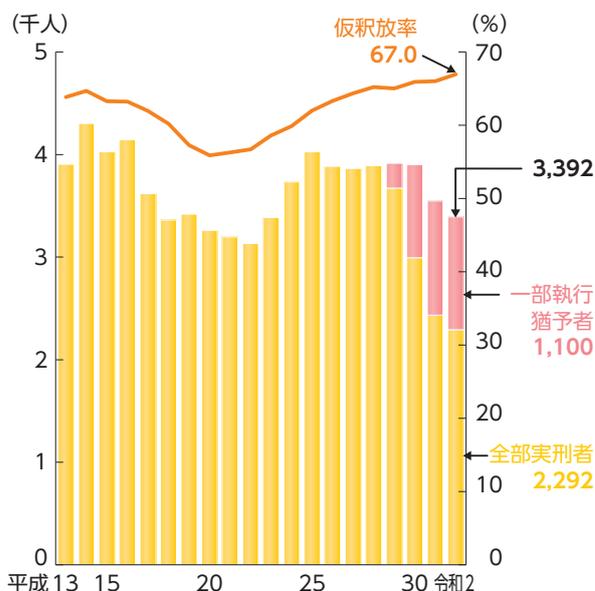
覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、**4-2-3-5図**のとおりである。仮釈放者（全部実刑者）の保護観察開始人員は、平成23年から3年連続で増加した後、26年以降はほぼ横ばいで推移していたが、29年から減少し、令和2年は2,292人（前年比5.9%減）であった。一方、仮釈放者（一部執行猶予者）は、平成29年以降増加傾向にある。仮釈放率は、21年から上昇傾向が続き、令和2年は平成13年以降最も高い67.0%（同1.1pt上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（**2-5-2-1図**参照）と比べると7.8pt高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、13年から減少傾向にあった後、18年以降はほぼ横ばいで推移していたが、28年から5年連続で減少し、令和2年は237人（同11.6%減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成初期は20%前後であったが、平成6年以降緩やかな低下傾向が見られ、18年には8.6%にまで低下し、19年に上昇に転じた後はおおむね10~12%台で推移している。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の29年は208人であったが、その後増加し続け、令和2年は1,369人（同4.5%増）であった。

令和2年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ4.5%、3.1%、27.4%、35.1%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、**5-2-4-3図**（CD-ROM参照）。

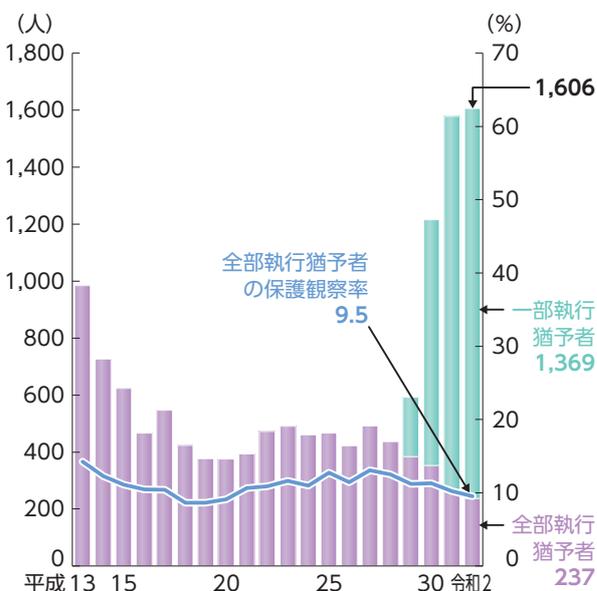
4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移

（平成13年～令和2年）

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報，検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

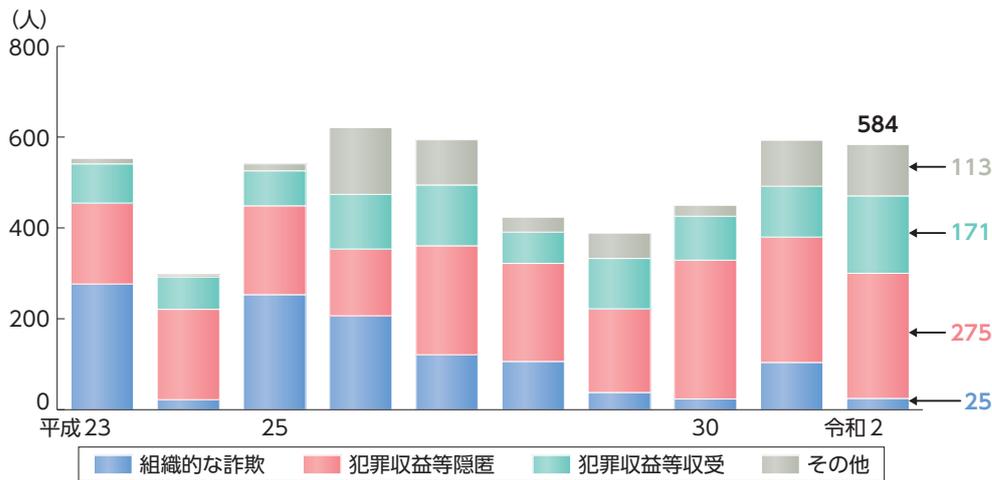
令和2年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は52人（8.9%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、組織的犯罪処罰法の改正（平成29年法律第67号。平成29年7月施行）により、テロ等準備罪が新設されたが、同罪の新設から令和2年まで、同罪の受理人員はない。

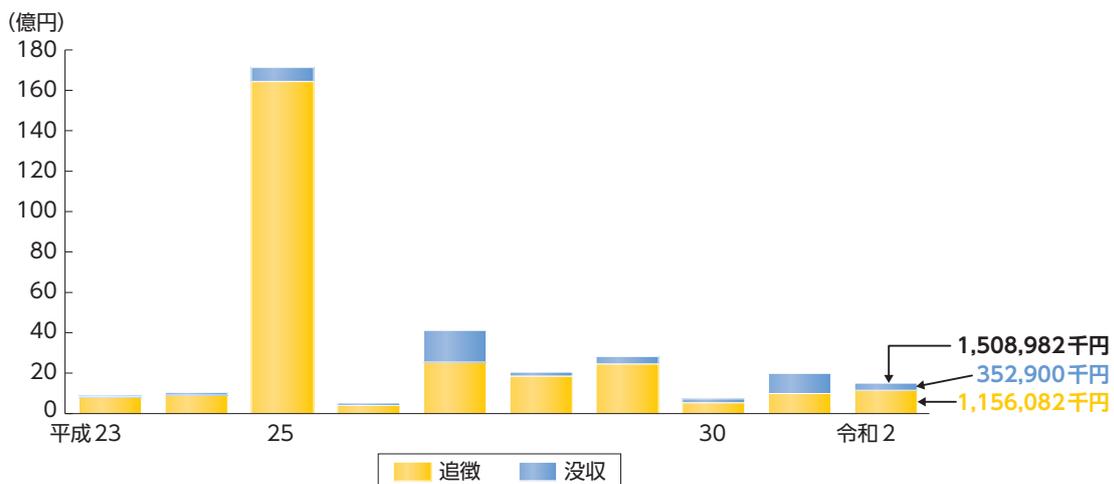
4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成23年～令和2年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額



注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
 2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
 3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

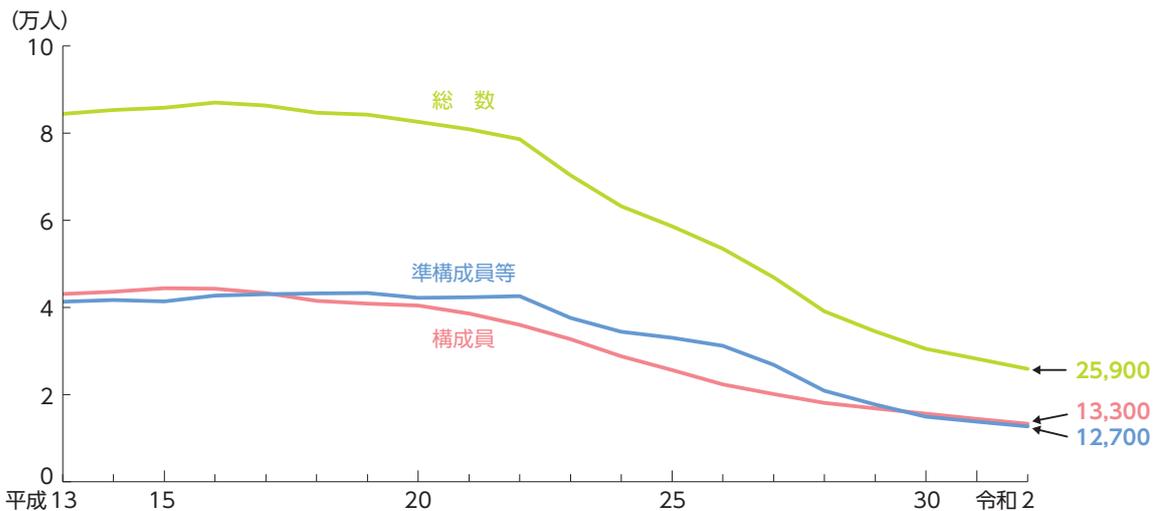
第2節 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。

4-3-2-1図 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

（平成13年～令和2年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 人員は、各年12月31日現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。

3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和2年末現在、24団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約9,900人（前年末比約800人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和2年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は1,134件（前年比22件増）、再発防止命令は52件（同20件増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年の暴力団対策法の改正（平成24年法律第53号）により導入された特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和3年6月30日現在、2団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

2 犯罪の動向

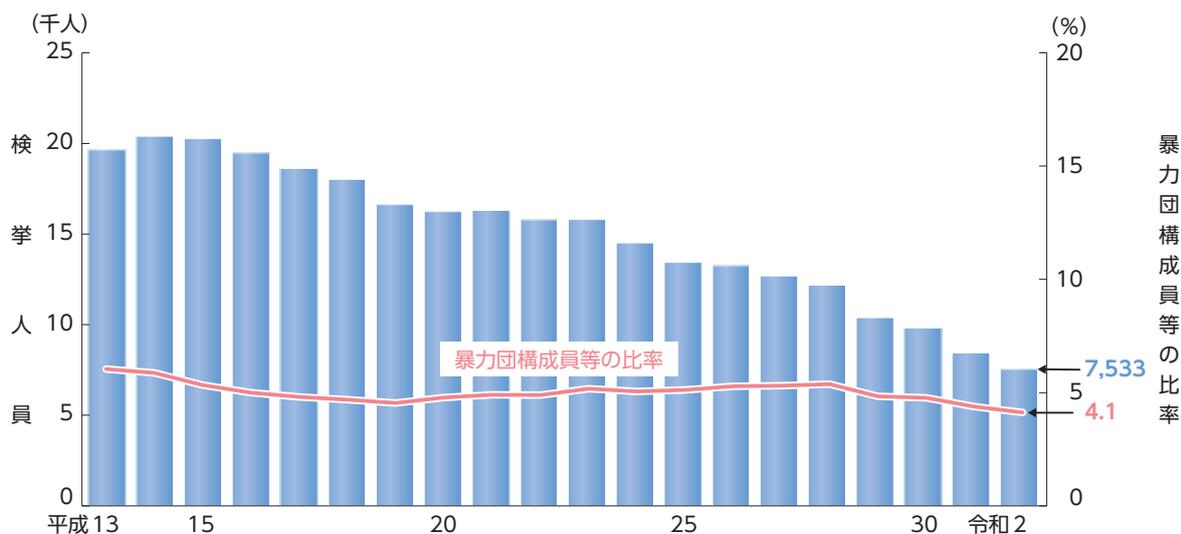
(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

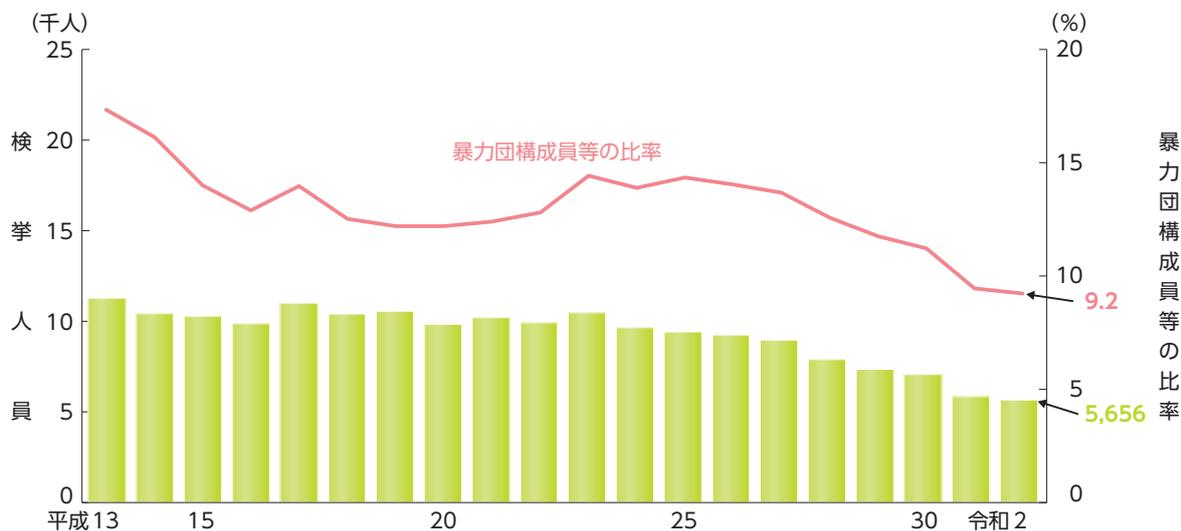
4-3-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）

（平成13年～令和2年）

① 刑法犯



② 特別法犯



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和2年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

（令和2年）

① 刑法犯

罪 名	全検挙人員	暴力団構成員等	
		数	比率（％）
総 数	182,582	7,533	(4.1)
殺 人	878	97	(11.0)
強 盗	1,654	175	(10.6)
強 制 性 交 等	1,177	40	(3.4)
暴 行	24,883	829	(3.3)
傷 害	18,826	1,629	(8.7)
脅 迫	2,862	415	(14.5)
恐 喝	1,515	575	(38.0)
窃 盗	88,464	1,157	(1.3)
詐 欺	8,326	1,249	(15.0)
賭 博	495	225	(45.5)
公 務 執 行 妨 害	1,666	127	(7.6)
逮 捕 監 禁	400	117	(29.3)
器 物 損 壊	4,922	201	(4.1)
暴力行為等処罰法	25	7	(28.0)

② 特別法犯

罪 名	全検挙人員	暴力団構成員等	
		数	比率（％）
総 数	61,345	5,656	(9.2)
暴力団対策法	9	9	(100.0)
暴力団排除条例	121	121	(100.0)
競 馬 法	3	-	
風 営 適 正 化 法	1,195	127	(10.6)
売 春 防 止 法	396	71	(17.9)
児 童 福 祉 法	161	9	(5.6)
銃 刀 法	4,819	133	(2.8)
麻 薬 取 締 法	546	58	(10.6)
大 麻 取 締 法	4,904	732	(14.9)
覚 醒 剤 取 締 法	8,245	3,510	(42.6)
職 業 安 定 法	79	37	(46.8)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 5 () 内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃，小銃，機関銃，砲，猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、**4-3-2-4表**のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成23年～令和2年)

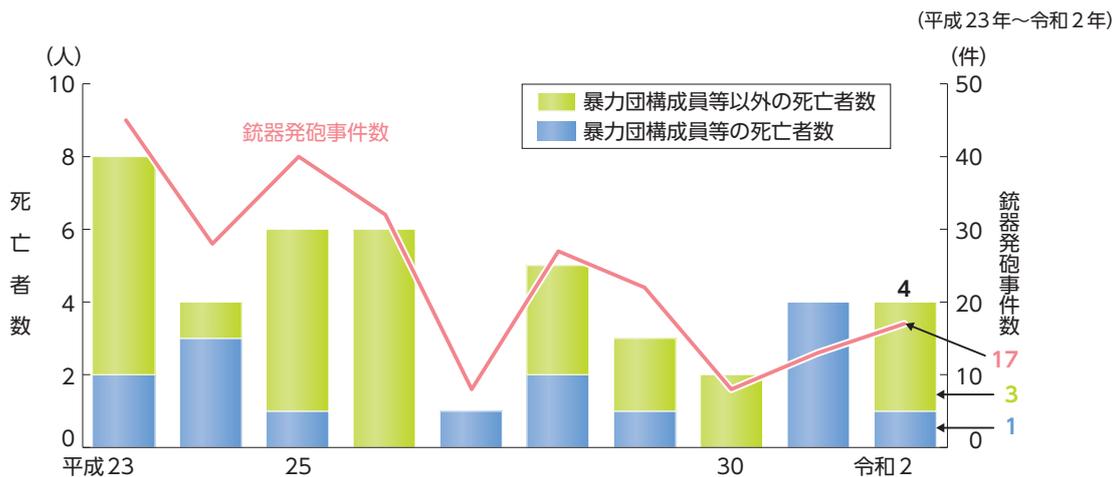
年次	対立抗争事件数		銃器使用率
	対立抗争事件数	銃器使用事件数	
23年	13	9	69.2
24	14	7	50.0
25	27	20	74.1
26	18	9	50.0
27	—	—	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本表は、令和3年5月末現在において確認された数値で作成した。
 3 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 4 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、**4-3-2-5図**のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成23年～令和2年)

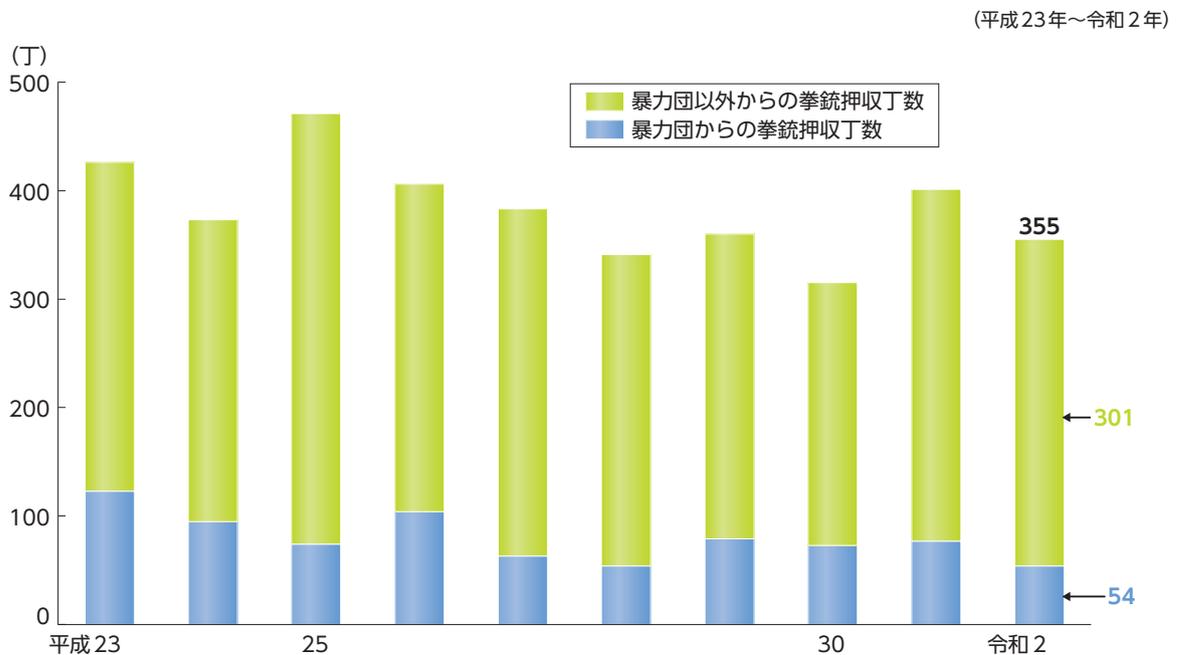
年次	総数	拳銃使用		その他の銃器使用	
		暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの	暴力団構成員等によるもの
23年	31	12	9	21	3
24	26	9	8	17	1
25	37	18	14	22	4
26	65	14	14	40	—
27	25	13	13	10	—
28	27	11	11	13	—
29	28	14	14	12	—
30	22	8	8	10	—
元	25	12	12	11	—
2	21	12	9	11	3

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



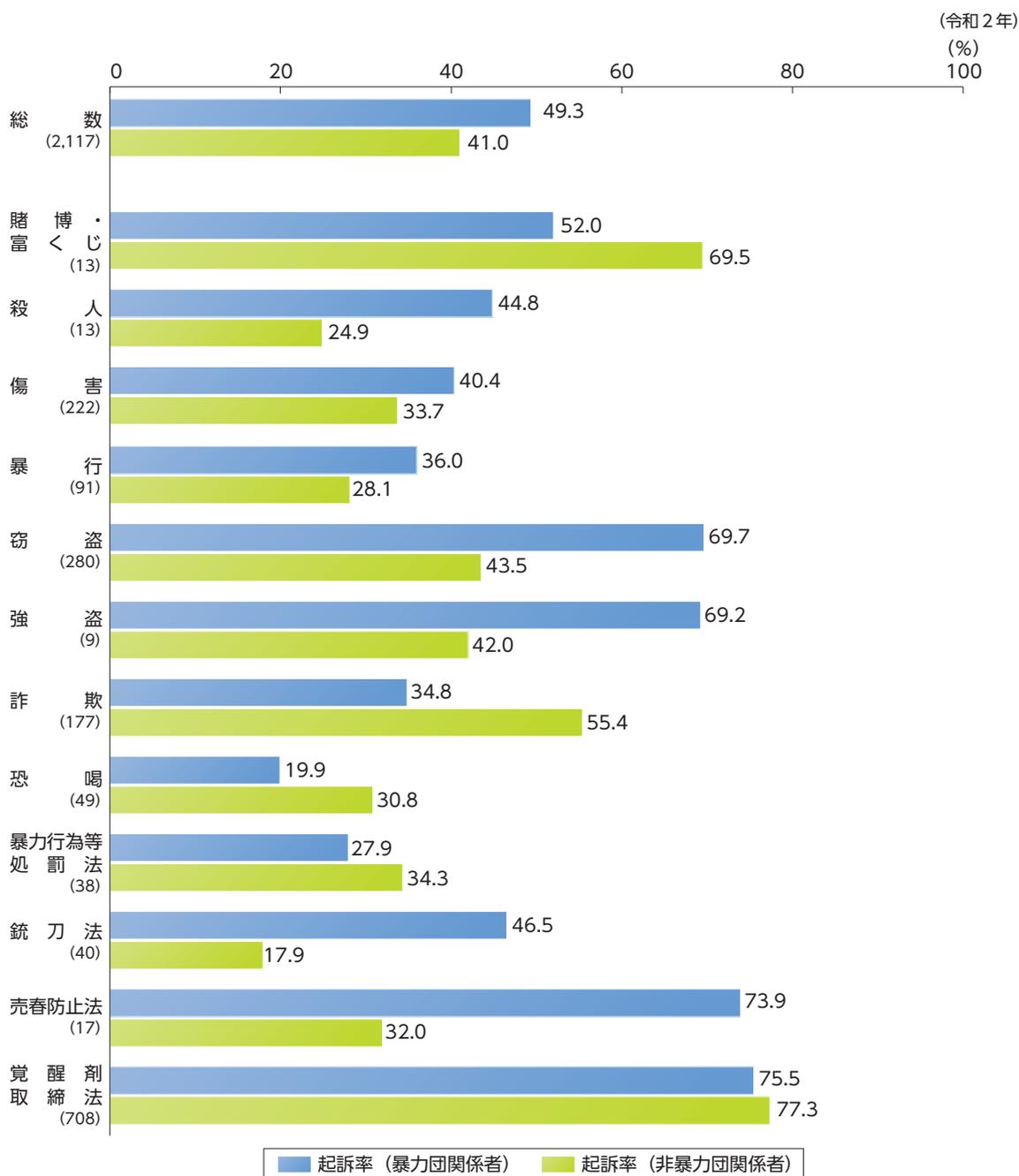
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和2年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



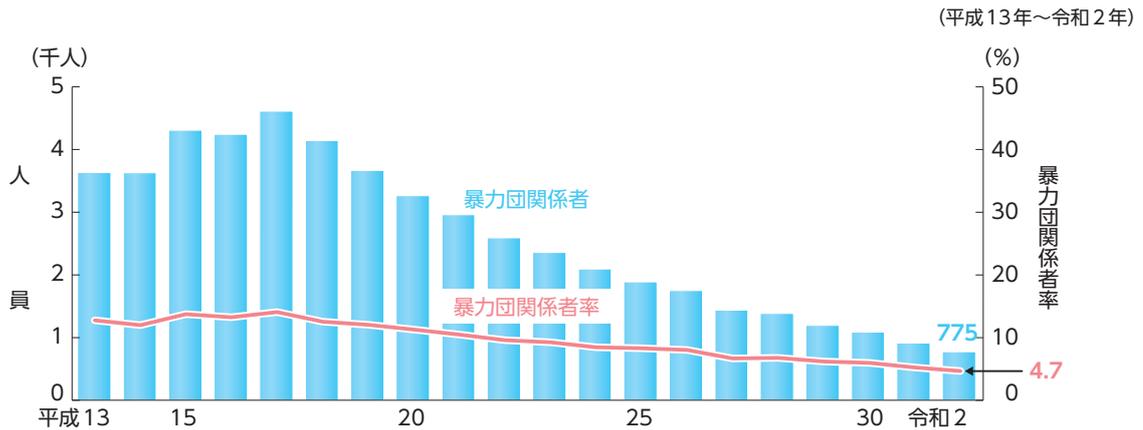
- 注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「暴力団関係者」は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
 3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 ()内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。令和2年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部260人、組員431人、地位不明の者84人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

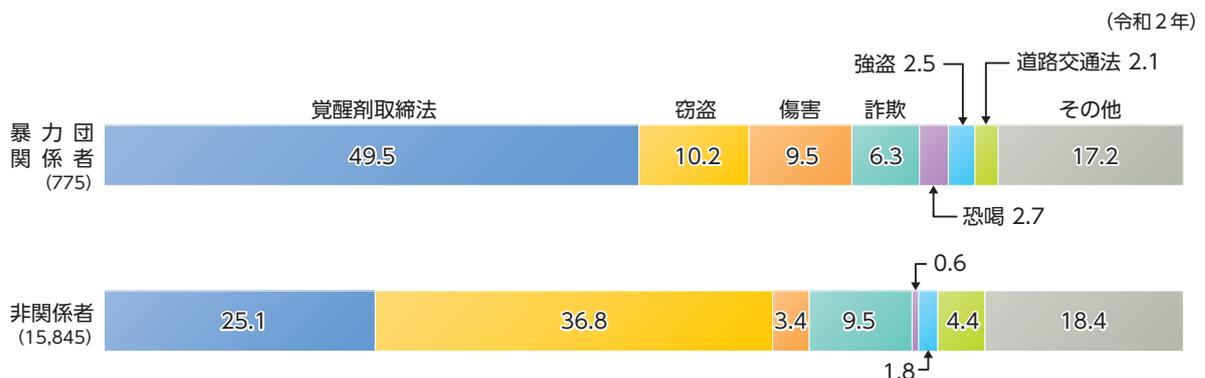
(ア) 年齢

令和2年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、40歳代が34.6%と最も高く、次いで、50歳代(27.0%)、30歳代(19.4%)、20歳代(8.0%)、60歳代(7.9%)の順であった（矯正統計年報による。）。

(イ) 罪名

令和2年における入所受刑者の罪名別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

4-3-2-10図 入所受刑者の罪名別構成比（暴力団関係者・非関係者別）

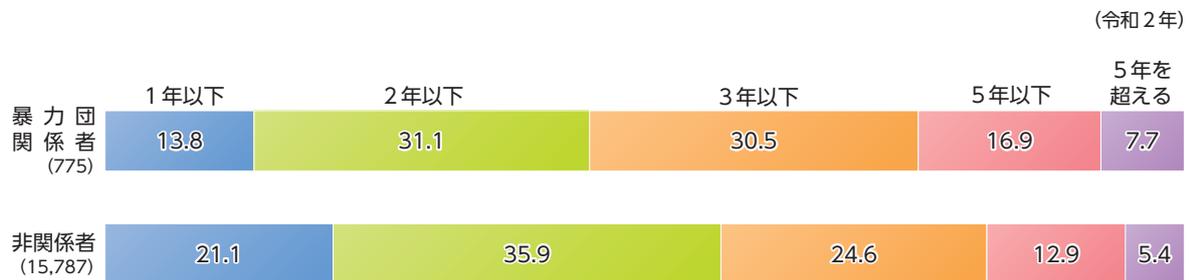


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 () 内は、実人員である。

(ウ) 刑期

令和2年における入所受刑者のうち、懲役受刑者の刑期別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-11図**のとおりである。

4-3-2-11図 入所受刑者の刑期別構成比（暴力団関係者・非関係者別）



- 注 1 矯正統計年報による。
2 入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
3 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
4 不定期刑は、刑期の長期による。
5 一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
6 「5年を超える」は、無期を含む。
7 ()内は、実人員である。

(エ) 入所度数

令和2年における入所受刑者の入所度数別構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-12図**のとおりである。

4-3-2-12図 入所受刑者の入所度数別構成比（暴力団関係者・非関係者別）



- 注 1 矯正統計年報による。
2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
3 ()内は、実人員である。

(3) 保護観察

令和2年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者に占める比率は、917人、8.2%（前年比0.1pt上昇）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は129人であった。2年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者に占める比率は、238人、6.6%（同0.7pt上昇）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は、202人であった（保護統計年報による。）。

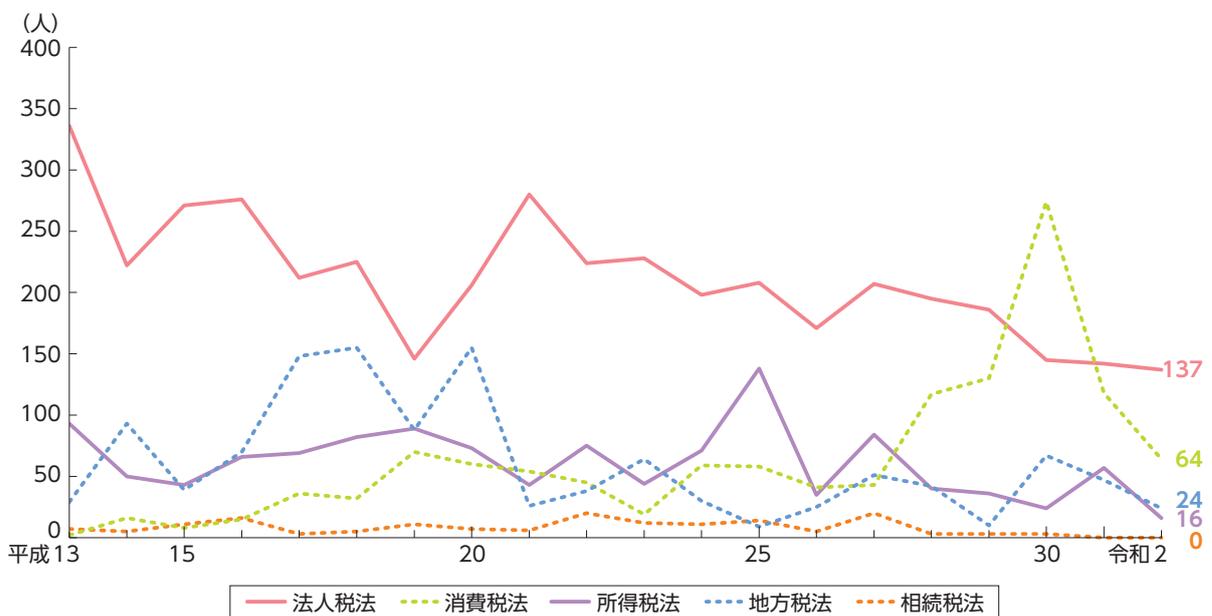
この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-5参照。令和2年に財政経済犯罪により一部執行猶予判決の言渡しを受けた人員は1人（罪名は関税法違反）であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第1節 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、平成17年以降、おおむね50人前後で推移した後、金の密輸入事件の増加の影響もあり、28年から30年にかけて急増したが、令和元年以降減少に転じ、2年は64人（前年比45.8%減）であった。

4-4-1-1 図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、**4-4-1-2表**のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(平成28年度～令和2年度)

年 度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件 数	1件当たりの脱税額						
28年度	28	83.14	79	82.32	2	241.00	23	146.91
29	22	100.05	61	92.54	3	129.00	27	65.48
30	24	107.13	55	81.27	1	241.00	41	94.98
元	20	83.25	64	88.06	—	…	32	61.72
2	10	106.90	55	69.56	—	…	18	112.83

(金額の単位は、百万円)

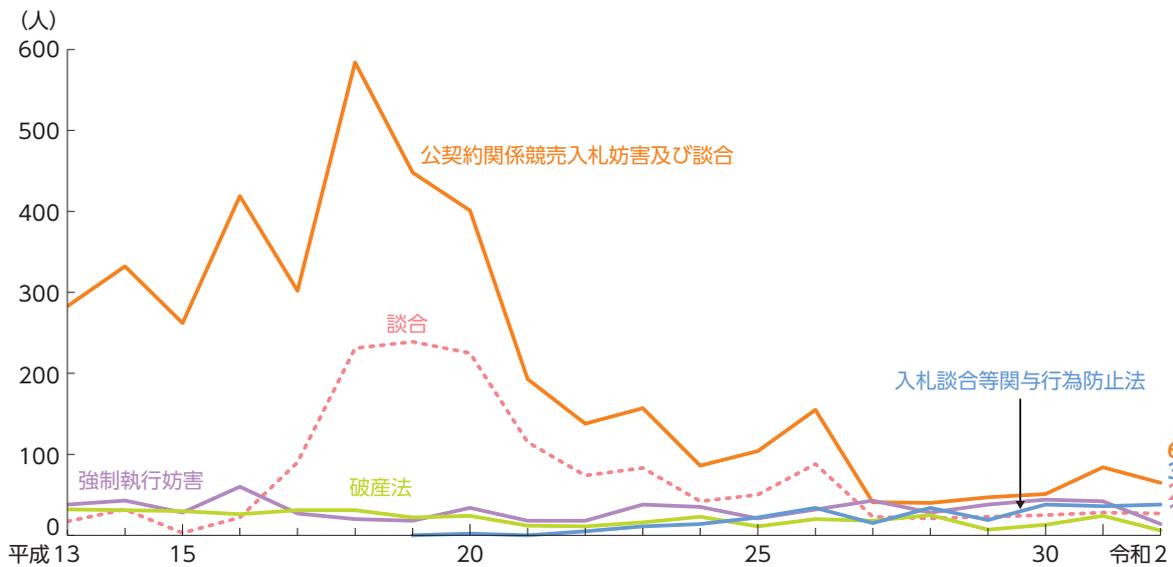
- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

近年、金の密輸入事件が急増傾向にあったことから、金の密輸入に対する抑止効果を高めるために、平成30年3月、関税法が改正され（平成30年法律第8号）、無許可輸出入罪等に対する罰則が強化されるとともに、消費税法が改正され（平成30年法律第7号）、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則の強化が行われた（いずれも同年4月施行）。金の密輸入事件について、令和元事務年度（令和元年7月1日から2年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（404件）からおおむね半減し、199件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**、**談合**、**破産法**（平成16年法律第75号による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

(平成13年～令和2年)



注 1 検察統計年報による。

2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。

3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。

4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。

5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

会社法(平成17年法律第86号)・平成17年法律第87号による改正前の**商法**(明治32年法律第48号)、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**(昭和23年法律第25号。平成19年9月30日前の題名は「証券取引法」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-2 図**のとおりである。

令和元年6月、独占禁止法が改正され(令和元年法律第45号)、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正(事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等)、②課徴金の算定方法の見直し(課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等)、③罰則規定の見直し(検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等)等が行われた(①及び②は2年12月、③は元年7月にそれぞれ施行)。なお、2年度における公正取引委員会による独占禁止法違反の告発は、1件・10人(法人を含む。)であった(公正取引委員会の資料による。)

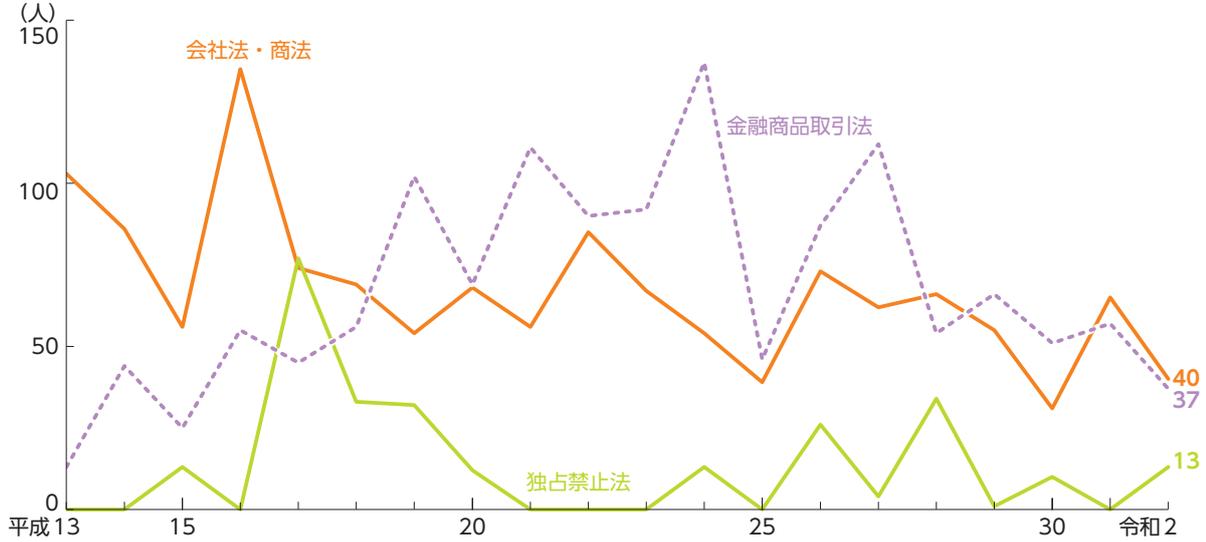
平成29年5月、金融商品取引法が改正され(平成29年法律第37号。30年4月施行)、株式等の高速取引行為を行う者に対する登録制が導入されるとともに、登録をしないで高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為を行わせた者等に係る罰則が新設された。なお、令和2年度における**証券取引等監視委員会**による金融商品取引法違反の告発は、2件・3人(法人を含む。)であり、その内訳は、「インサイダー取引」1件・1人、「相場操縦」1件・2人であった(証券取引等監視委員会の資料による。)

また、不正競争防止法についても、平成27年6月の改正により、営業秘密侵害について、より実効的な刑事罰による抑止を図ることなどを目的に、営業秘密の転得者に対する処罰規定が整備され、営業秘密侵害罪の未遂犯処罰規定が導入されるとともに、営業秘密侵害罪の罰金刑の上限引上げ及び非親告罪化等が行われた(平成27年法律第54号。28年1月施行)。30年5月の改正により、保護対象にデータ(電磁的記録に記録された情報)を追加するとともに、技術的制限手段(音楽・映画・

写真・ゲーム等のコンテンツやプログラムを無断でコピーや視聴・実行することを防止するための技術)の効果を妨げる行為にサービスの提供等を追加するなど、技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化等が行われた(平成30年法律第33号。同年11月施行)。

4-4-2-2 図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)

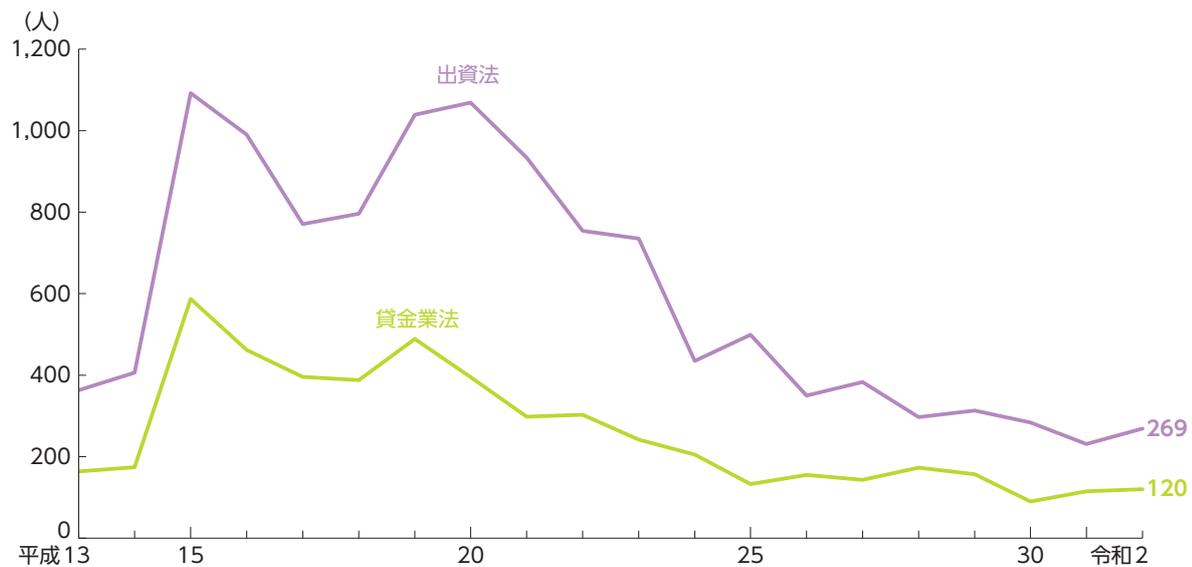


注 1 検察統計年報による。
 2 「会社法・商法」は、会社法(平成17年法律第86号)違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法(明治32年法律第48号)違反である。

出資法及び貸金業法(昭和58年法律第32号。平成19年12月19日前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-3 図**のとおりである。

4-4-2-3 図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成13年～令和2年)



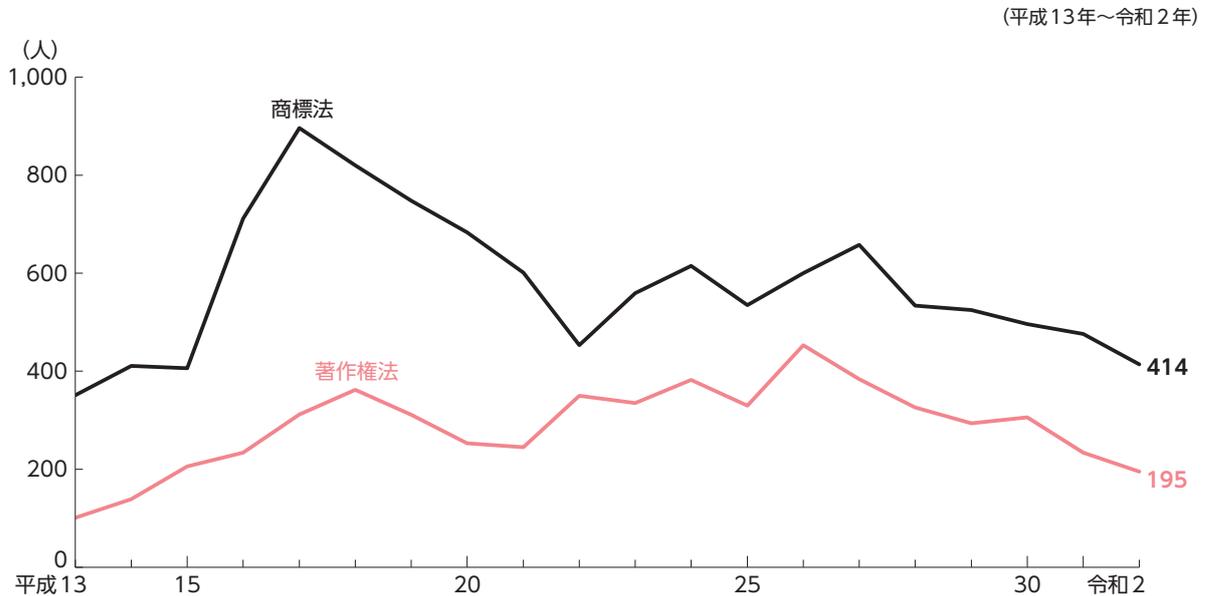
注 検察統計年報による。

第3節 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-3-1図**のとおりである。

なお、令和2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものとしながら侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（3年1月施行）。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移

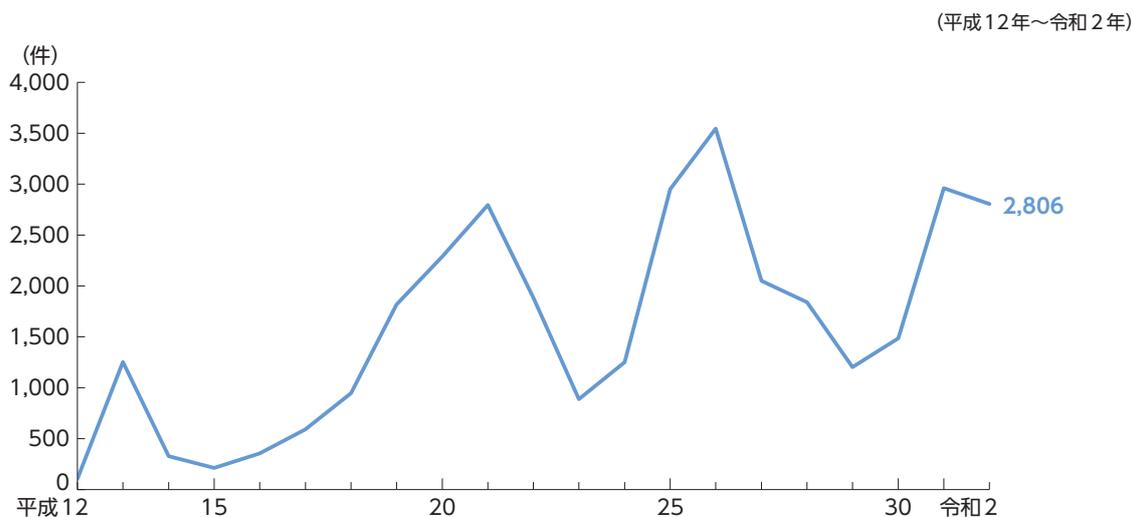


注 検察統計年報による。

第1節 不正アクセス行為等

4-5-1-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）である。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和2年は2,806件（前年比154件（5.2%）減）であった。

4-5-1-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移



- 注 1 警察庁生活安全局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和2年の不正アクセス行為の認知件数について、被害を受けた特定電子計算機（ネットワークに接続されたコンピュータをいう。）のアクセス管理者（特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。）別の内訳を見ると、被害は、「一般企業」が圧倒的に多く（2,703件）、「行政機関等」は84件、「大学、研究機関等」は11件、「プロバイダ」は5件であった。また、不正アクセス行為後の行為の内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（1,847件、65.8%）、次いで、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（234件、8.3%）、「インターネットショッピングでの不正購入」（172件、6.1%）、「オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作」（81件、2.9%）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は前年と比較して39件（前年比2.2%）増加した（警察庁生活安全局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等）、支払用カード電磁的記録に関する罪（刑法第2編第18章の2に規定する罪）及び不正アクセス禁止法違反の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-1-2表のとおりである。不正アクセス禁止法違反の検挙件数は、近年、増減を繰り返しており、令和2年は609件（前年比25.4%減）であった（CD-ROM参照）。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM資料4-6参照。

4-5-1-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(平成28年～令和2年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等	支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
28年	374	24	11	281	58	608	502
29	355	39	13	228	75	579	648
30	349	84	9	188	68	405	564
元	436	83	12	325	16	286	816
2	563	15	17	511	20	91	609

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁長官官房の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第2節 その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、コンピュータ・ネットワークを不可欠な手段として利用した犯罪の検挙件数の推移（最近5年間）は、**4-5-2-1表**のとおりである。検挙件数は、平成29年から4年連続で増加し、令和2年は8,703件（前年比5.3%増）であった。2年の検挙件数を見ると、詐欺は前年より32.8%増加した。性的な事件のうち、児童ポルノに係る犯罪は前年より8.7%、青少年保護育成条例違反は前年より2.4%それぞれ減少した。

4-5-2-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(平成28年～令和2年)

区分	28年	29年	30年	元年	2年
総数	7,448	8,011	8,127	8,267	8,703
詐欺	828	1,084	972	977	1,297
オークション利用詐欺	208	212
脅迫	387	376	310	349	408
名誉毀損	215	223	240	230	291
わいせつ物頒布等	819	769	793	792	803
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,002	2,225	2,057	2,281	2,015
児童買春	634	793	672	706	577
児童ポルノ	1,368	1,432	1,385	1,575	1,438
出会い系サイト規制法	222
青少年保護育成条例	616	858	926	1,038	1,013
商標法	298	302	375	327	306
著作権法	586	398	691	451	363
ストーカー規制法	267	323	269	325	347
その他	1,208	1,453	1,494	1,497	1,860

- 注 1 警察庁長官官房の資料による。
 2 「オークション利用詐欺」は、「詐欺」の内数であり、その数値が入手可能であった年につき数値を示している。
 3 「その他」は、売春防止法違反等であり、平成29年以降は出会い系サイト規制法違反を含む。

令和2年におけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ただし、インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を除く。）に起因する事犯の被害児童数の総数は1,819人であり、主な罪名別に見ると、青少年保護育成条例違反が738人と最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうち、児童ポルノ所持、提供等（597人）、児童買春（311人）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

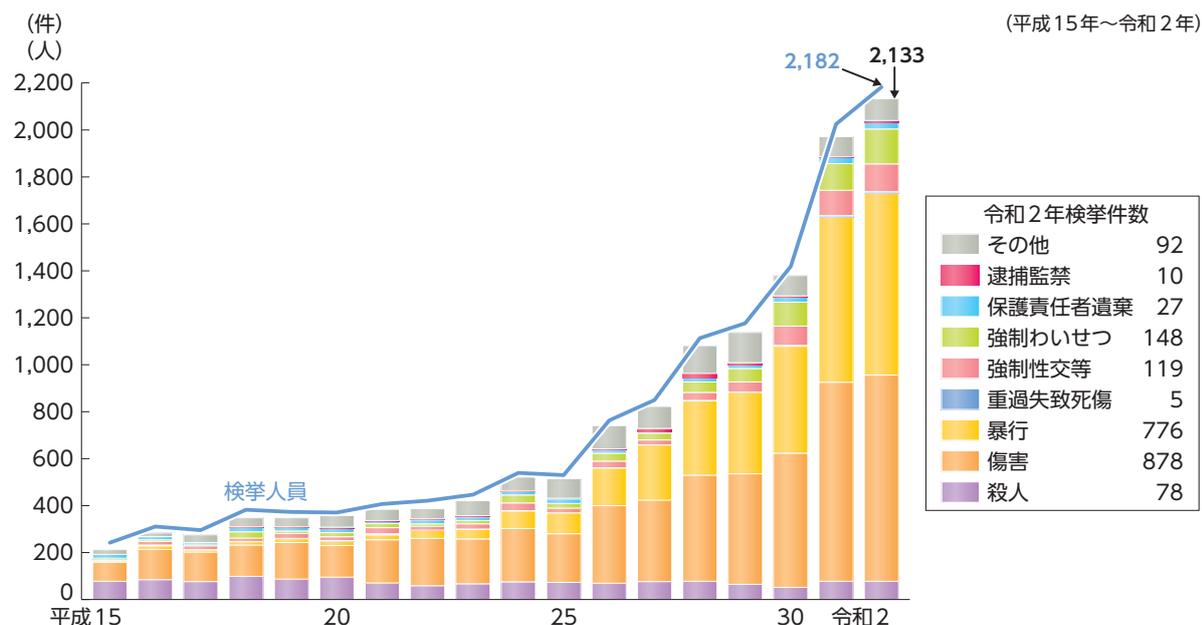
第1節 児童虐待に係る犯罪

近年、児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）の事例が深刻化及び複雑化していることなどから、**児童虐待防止法**の制定とその改正を始めとする関係法令の整備等によって、児童虐待を防止するための制度の充実が図られている。平成29年6月の改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身辺につきまったりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成29年法律第69号。30年4月施行）。また、令和元年6月の改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（令和元年法律第46号。一部を除き2年4月施行）。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、近年一貫して増加しており、令和元年度は、19万3,780件（前年度比21.2%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

4-6-1-1 図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（資料を入手し得た平成15年以降）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、20年前後には緩やかな増加傾向が見られていたが、26年以降は大きく増加し、令和2年は2,133件（前年比8.2%増）、2,182人（同7.8%増）であり、それぞれ平成15年（212件、242人）と比べると約10.1倍、約9.0倍であった。罪名別では、特に、暴行や強制わいせつが顕著に増加している。なお、強制わいせつについては、29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同法により、監護者わいせつ等が新設され、処罰対象が拡大した点に留意する必要がある。

4-6-1-1 図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 6 「その他」は、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-6-1-2表は、令和2年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合（71.4%）が高いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ72.8%、62.5%と高かった。また、母親等のうち、実母の割合は94.2%とほとんどを占めるのに対し、父親等の内訳を見ると、実父の割合は63.9%であり、実父以外が36.1%を占めた。さらに、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割以上を占め、強姦性交等及び強制わいせつは1割程度であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割台にとどまり、強姦性交等及び強制わいせつが3割弱を占めた。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

(令和2年)

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	逮捕監禁	強姦性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
総数	2,182	81	907	11	781	11	123	150	7	32	5	85
父親等	1,558	22	621	6	569	6	119	146	5	12	3	55
実父	995	17	386	2	437	2	47	58	3	9	3	33
養父・継父	300	1	125	1	63	1	53	46	1	1	—	9
母親の内縁の夫	210	4	98	1	51	3	15	28	—	2	—	9
その他(男性)	53	—	12	2	18	—	4	14	1	—	—	4
母親等	624	59	286	5	212	5	4	4	2	20	2	30
実母	588	59	266	3	201	4	3	3	2	20	2	28
養母・継母	14	—	10	—	3	1	—	—	—	—	—	—
父親の内縁の妻	5	—	3	—	—	—	1	1	—	—	—	—
その他(女性)	17	—	7	2	8	—	—	—	—	—	—	2

注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無罪心中及び出産直後の事案を含む。

3 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。

4 「強姦性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

6 罪名の「その他」は、未成年者拐取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

第2節 配偶者間暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年6月の改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和元年法律第46号。2年4月施行）。

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）を見ると、**4-6-2-1図**のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、平成27年以降減少傾向にあったが、令和2年は増加し、76件（前年比5件増）であった。その一方で、他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加し続けていたが、令和2年は減少し、8,702件（同388件減）であったものの、平成22年の約3.7倍であった。特に、暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加している。また、令和2年における強姦性交等の検挙件数は、10件（同4件増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

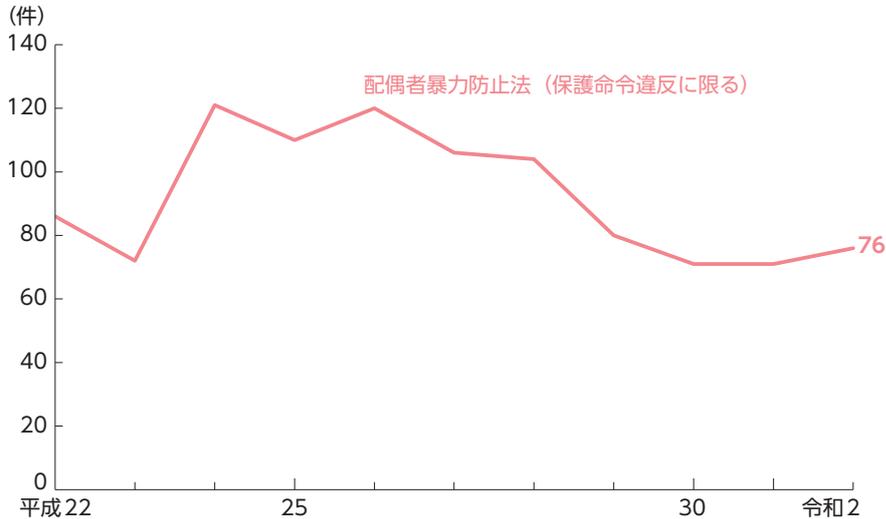
なお、令和2年における配偶者からの暴力事案等に関する相談件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、8万2,643件（前年比0.5%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が1万9,478件（23.6%）、女性が6万3,165件（76.4%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万1,808件

(74.8%)と最も多く、次いで、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係1万4,528件（17.6%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,307件（7.6%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による。）。

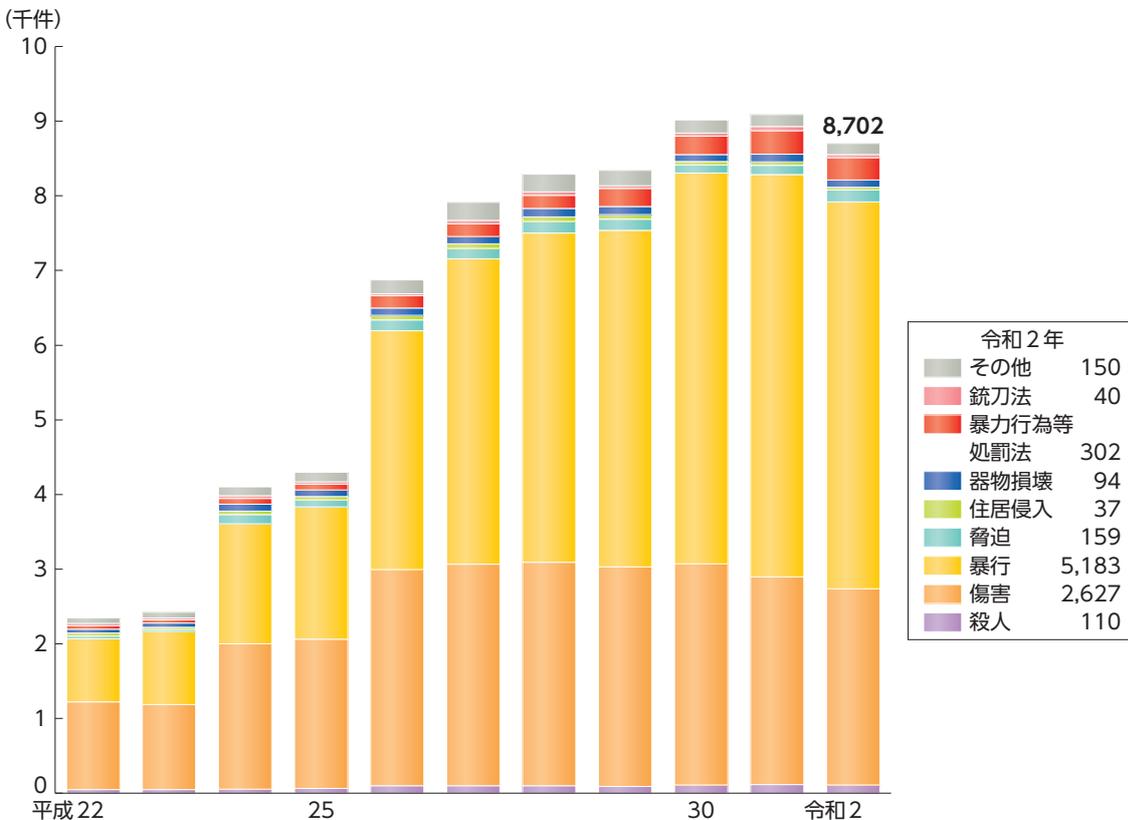
4-6-2-1 図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和2年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、公務執行妨害、放火等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者間暴力等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることを目的としている。

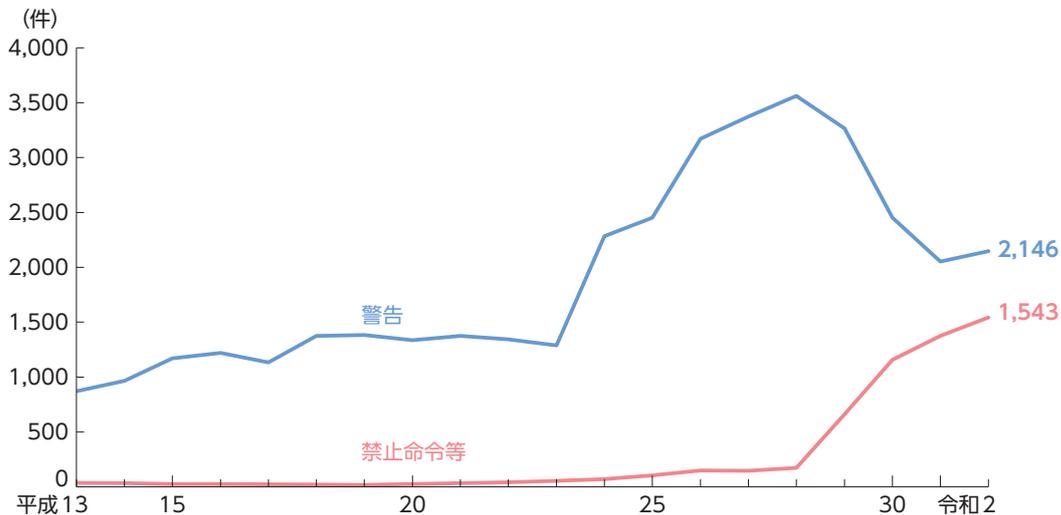
警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年12月のストーカー規制法改正（平成28年法律第102号）により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせずに**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。29年6月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続してSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能を利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年1月施行）。

令和3年5月の改正（令和3年法律第45号）では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為が「つきまとい等」に追加されるとともに、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付けるなどの行為が「位置情報無承諾取得等」として規制対象行為に加えられるなどした（同年8月全面施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成26年以降は3,000件を超えていたが、30年から2,000件台で推移しており、令和2年は2,146件（前年比4.6%増）であった。禁止命令等の件数は、平成29年から急増し、令和2年は1,543件（同12.2%増。うち緊急禁止命令等は729件）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

(平成13年～令和2年)



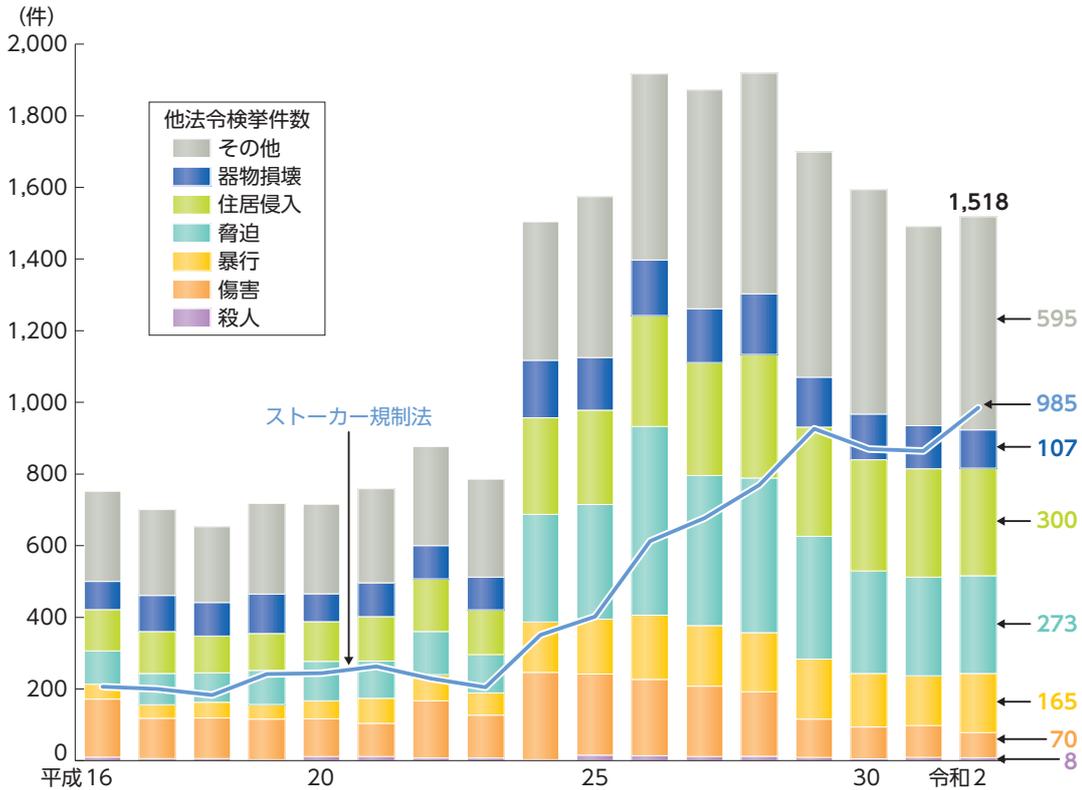
注 警察庁生活安全局の資料による。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（資料を入手し得た平成16年以降）を罪名別に見ると、**4-6-3-2図**のとおりである。

ストーカー規制法違反は、平成24年から著しく増加し、30年から2年連続で減少したものの、令和2年は985件（前年比14.0%増）と再び増加し、増加直前の平成23年と比べると約4.8倍であった。また、他法令による検挙件数の総数も、24年以降、1,500件を超えて推移していたが、29年から3年連続で減少し、令和元年は1,400件台となったものの、2年は1,518件（同1.8%増）となり、同様に平成23年と比べると約1.9倍であった。

4-6-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成16年～令和2年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 6 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、強制わいせつ、銃刀法違反等である。

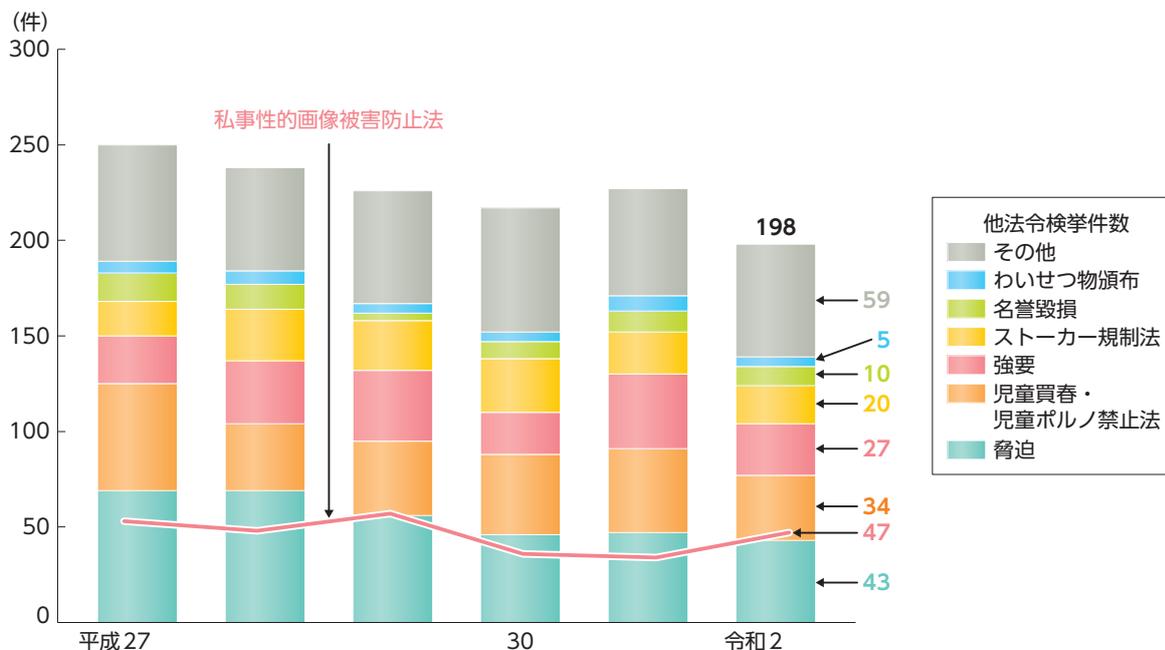
なお、令和2年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、2万189件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が8,239件（40.8%）と最も多く、次いで、知人・友人2,552件（12.6%）、勤務先同僚・職場関係2,437件（12.1%）、関係（行為者）不明1,841件（9.1%）、面識なし1,567件（7.8%）、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）1,497件（7.4%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、**4-6-3-3図**のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和2年）



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。
 5 「その他」は、強制性交等、恐喝等である。
 6 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

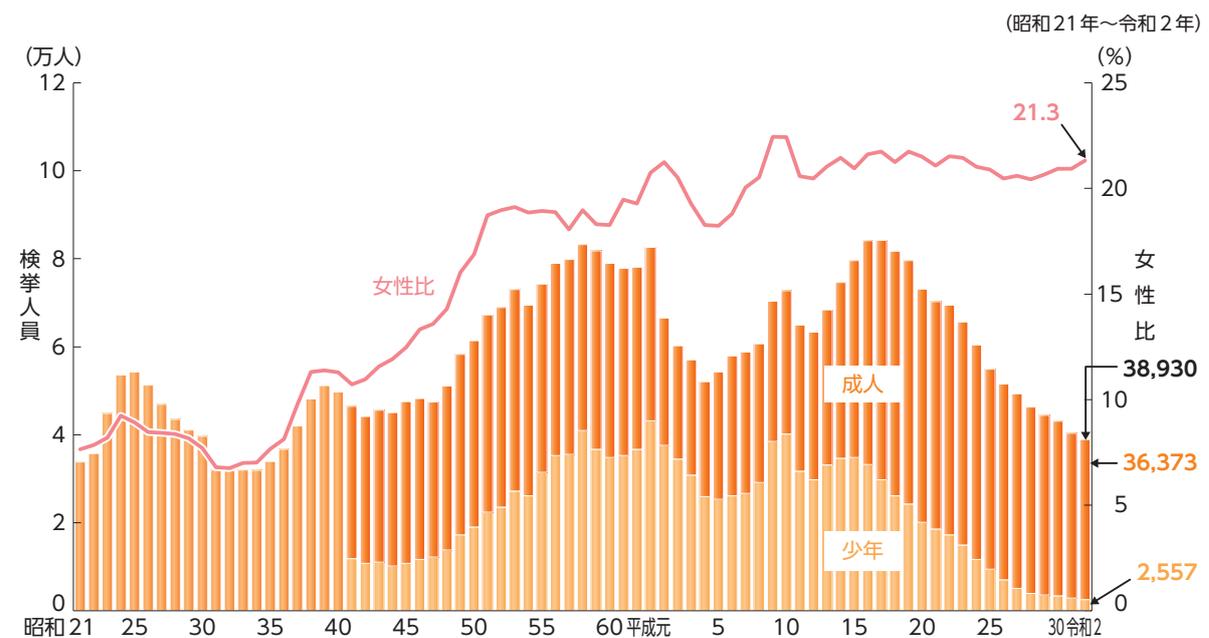
なお、令和2年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,570件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が848件（54.0%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみとの関係）258件（16.4%），知人・友人（インターネット上のみとの関係以外）208件（13.2%），関係（行為者）不明79件（5.0%），配偶者（元配偶者を含む。）51件（3.2%），職場関係者29件（1.8%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第1節 犯罪・非行の動向

4-7-1-1図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の8万4,175人を記録した後、減少に転じ、令和2年は3万8,930人（前年比1,396人（3.5%）減）であった。女性の検挙人員の人口比も、検挙人員の推移とおおむね同様の傾向にある（CD-ROM参照）。検挙人員の女性比は、近年20～21%で推移している。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2%を記録した後、低下傾向にあり、令和2年は6.6%（前年比0.6pt低下）であった（CD-ROM参照。なお、少年による刑法犯の検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1図 女性（成人・少年）の刑法犯 検挙人員・女性比の推移

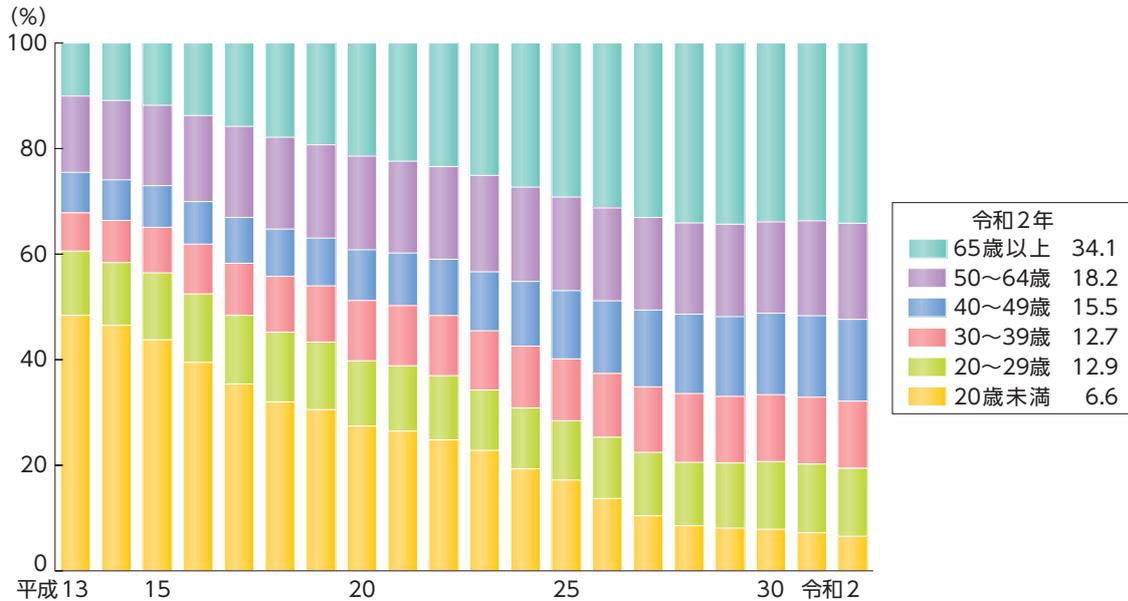


- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 5 成人と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。
 6 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-2図は、女性の刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、顕著な上昇傾向にあり、平成13年に10%を超えた後、20年に20%を、26年には30%を超えた。29年に34.3%となった後、30年から令和元年にやや低下したが、2年は34.1%（前年比0.5pt上昇）であった。これは、男性（19.8%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（4万1,696人）の約3人に1人が女性であった。なお、全年齢では、女性は約5人に1人であった（1-1-1-5図CD-ROM参照）。

4-7-1-2図 女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成13年～令和2年)

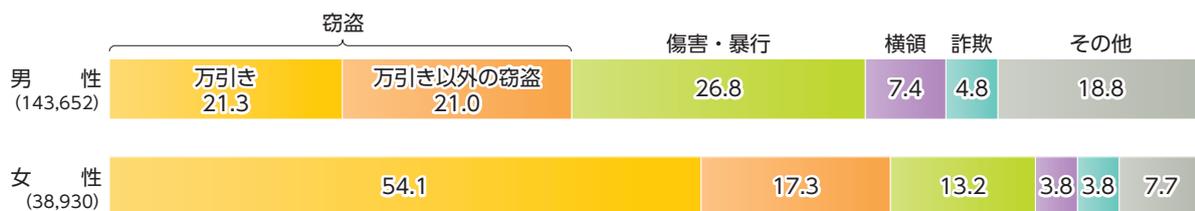


- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-3図は、令和2年における刑法犯の検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は7割を超え、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。なかでも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和2年)



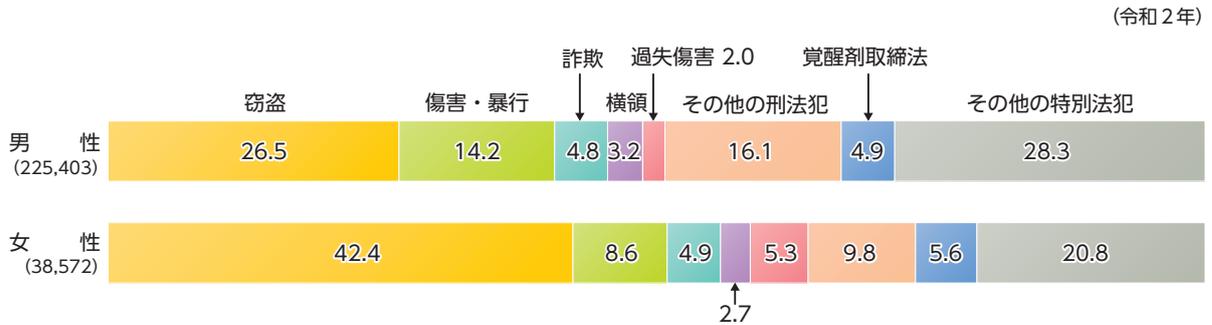
- 注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
3 () 内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1図は、令和2年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

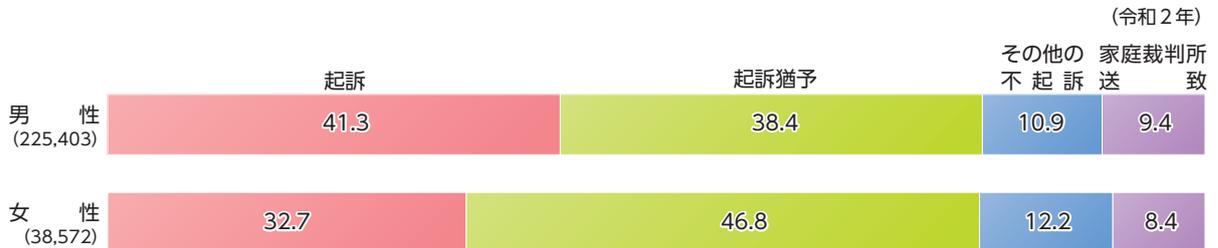
4-7-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

4-7-2-2図は、令和2年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が48.2%、女性が58.9%であった（CD-ROM参照）。

4-7-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 ()内は、人員である。

2 矯正

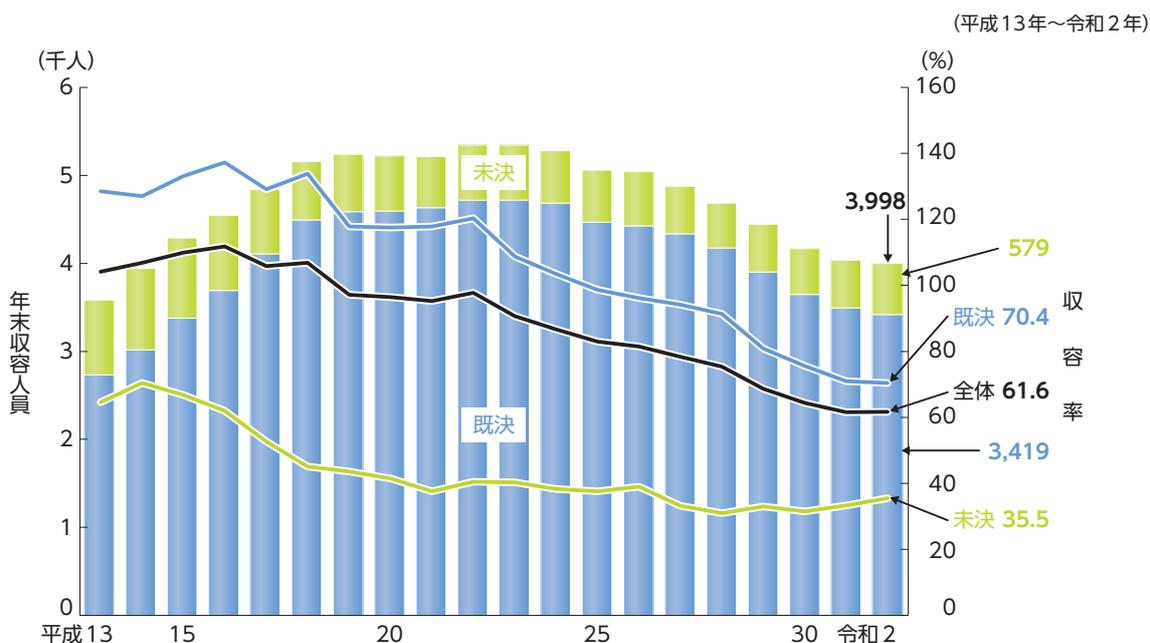
(1) 受刑者

ア 女性受刑者の収容状況

令和3年1月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（1）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに加古川刑務所及び美祿社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-7-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（最近20年間）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、平成23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。収容率は、13年から18年までは100%を超えていたが、女性の収容定員が拡大されたこともあって、23年から令和元年まで低下し続けた。2年末現在において、女性の収容定員は6,487人（このうち既決の収容定員は4,855人、未決の収容定員は1,632人）であるところ、その収容率は61.6%（既決70.4%、未決35.5%）であった（なお、男女総数の収容率については、2-4-2-2図参照）。

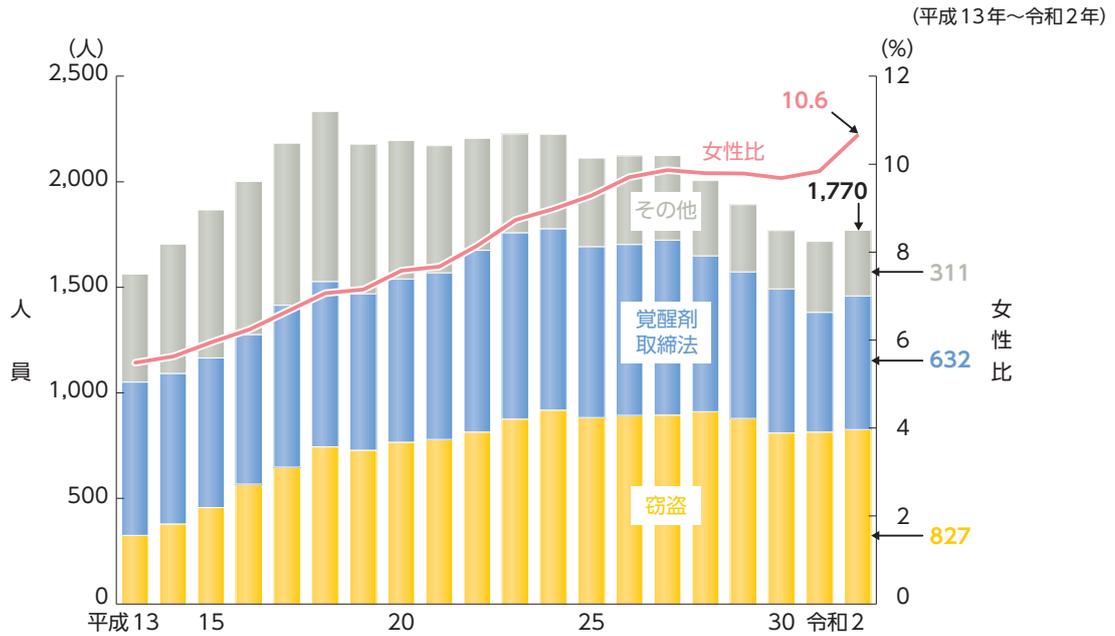
4-7-2-3図 刑事施設の年末収容人員・収容率の推移（女性）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。
3 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
4 「既決」は、労務場留置者及び被監置者を含む。
5 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

4-7-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移していたが、28年から令和元年まで減少し続けた後、2年（1,770人）は増加に転じた（前年比52人（3.0%）増）。罪名別に見ると、窃盗の増加が著しく、2年（827人）は、平成13年（326人）の約2.5倍であり、24年以降は覚醒剤取締法違反を上回っている。女性比については、27年まで上昇し続けた後、28年からは横ばいとなっていたが、令和2年（10.6%）は、前年より0.8pt上昇し、平成元年以降で初めて10%台となった（なお、入所受刑者の女性人口比については、2-4-2-3図参照）。

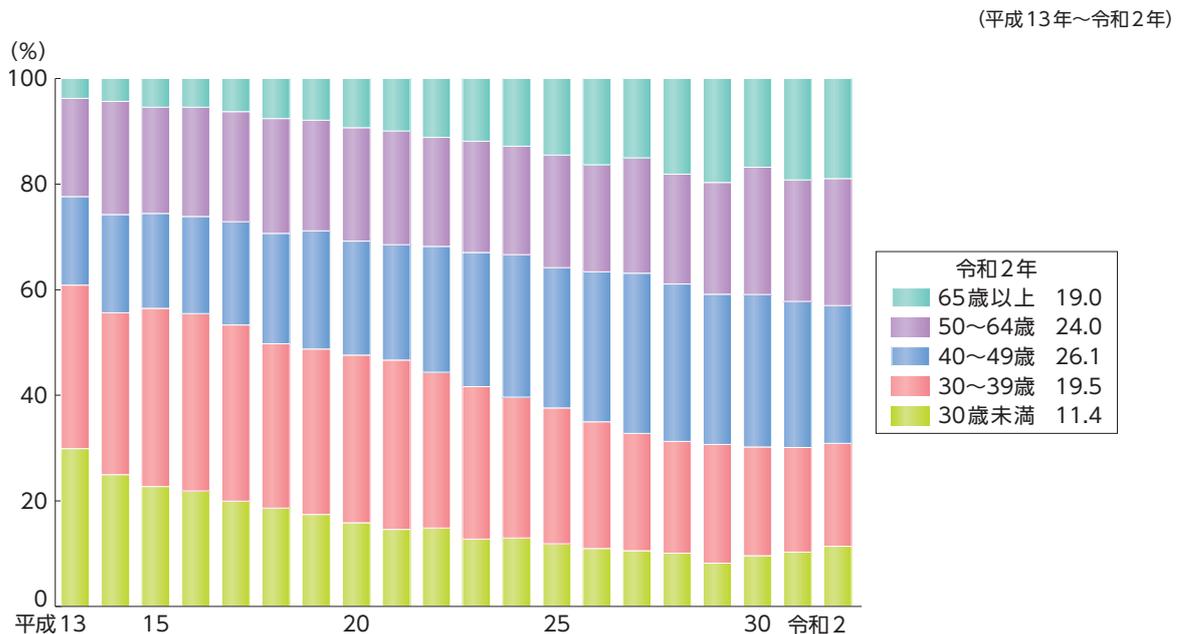
4-7-2-4図 女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移



注 矯正統計年報による。

4-7-2-5図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、2-4-2-5図参照）。30歳未満の若年者層の構成比は、平成14年以降低下傾向にあり、30歳以降は上昇し続けているものの、25歳以降は他の年齢層と比べて構成比が最も低い。40歳代の年齢層の構成比は、14年から上昇傾向にあり、28年からは低下傾向にあるものの、24歳以降は他の年齢層と比べて構成比が最も高い。65歳以上の高齢者層の構成比は、14年以降上昇傾向にあり、令和2年（19.0%）は、平成13年（3.8%）と比べると、約5倍に上昇している。なお、令和2年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が約9割を占めている（4-8-2-3図参照）。

4-7-2-5図 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移

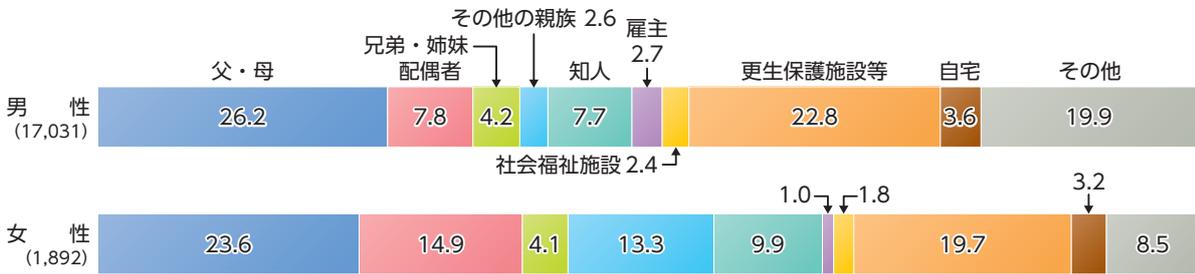


注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-7-2-6図は、令和2年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰住先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-6図 出所受刑者の帰住先別構成比（男女別）

（令和2年）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 () 内は、実人員である。

イ 女性受刑者の処遇

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されているほか、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

また、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務所札幌刑務支所において、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同事業では、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、グループワーク等の集団処遇が実施されており、そのプログラムは、依存症に関する知識や依存症からの回復の原則、家族関係、未成年の子を持つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の変化や不定愁訴に関する事項等が盛り込まれ、出所後も継続実施できる構成となっている。

(2) 少年院入院者

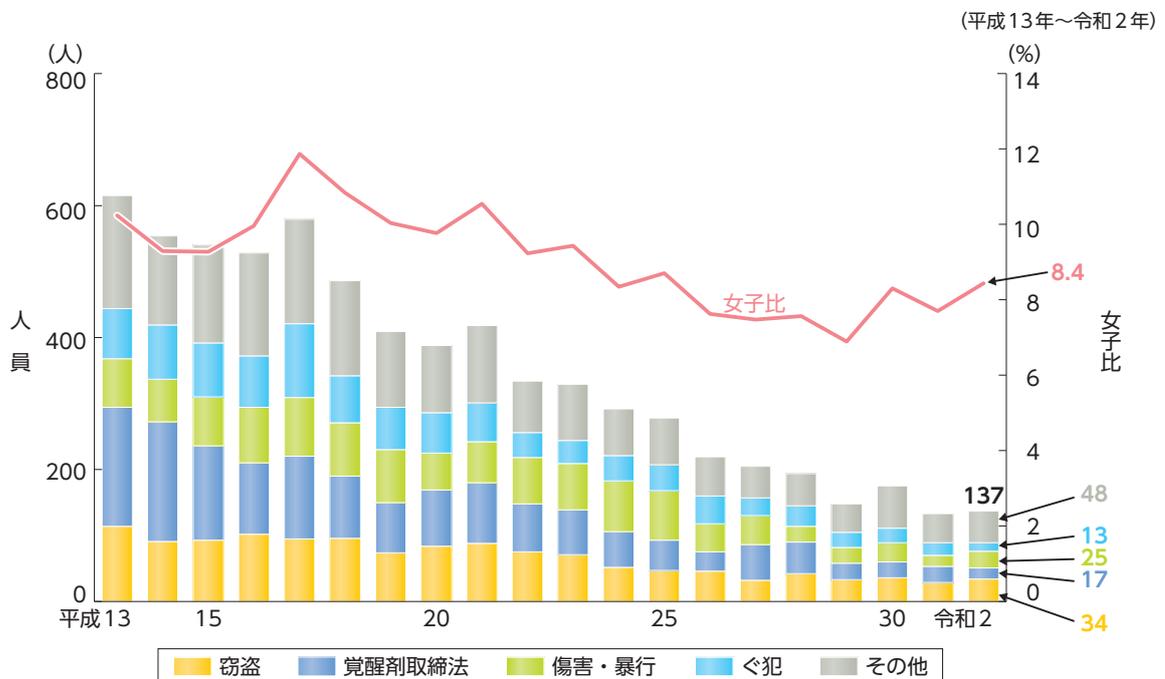
女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（9庁（分院4庁を含む。））又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに収容される。

4-7-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成13年に615人に増加した後、14年からは減少傾向にあり、令和2年は137人（前年比4人（3.0%）増）であった。男子の少年院入院者の人員も減少傾向にあるものの、女子の減少の程度がより大きいことから、女子比は、平成18年以降、緩やかな低下傾向にあり、令和2年は8.4%（同0.7pt上昇）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は13年以降減少傾向にあり、令和2年（17人）は平成13年（180人）の約1割であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度から、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドフルネス瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」）と、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する処遇ニーズの高い在院者を対象に実施する「特別プログラム」（自傷及び摂食障害に対するプログラム）が試行されている。

4-7-2-7図 女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

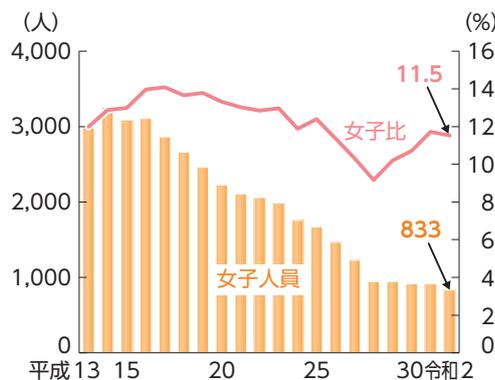
4-7-2-8図は、女性の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、平成14年まで増加していたが、15年から減少傾向にある。いずれの女子比も、近年は低下傾向にあったが、保護観察処分少年については、28年に10%を下回った後は、29年から令和元年まで上昇し、2年は前年より若干低下した。少年院仮退院者については、平成30年に6.9%まで低下した後、令和元年以降は上昇している。仮釈放者の人員は、平成20年までは増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女性比は、上昇傾向にあって12%前後まで上昇しており、30年から令和元年まで低下したが、2年は再び上昇した。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年（674人）をピークとして減少傾向に転じた後、22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和元年は減少したものの、2年は再び増加した。近年、女性比は、14～15%台で推移している。

なお、女性の仮釈放率は、令和2年は、74.0%であり、平成13年（80.7%）と比べると6.7pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和2年は57.5%）と比べて、相当に高い（2-5-2-1図CD-ROM参照）。

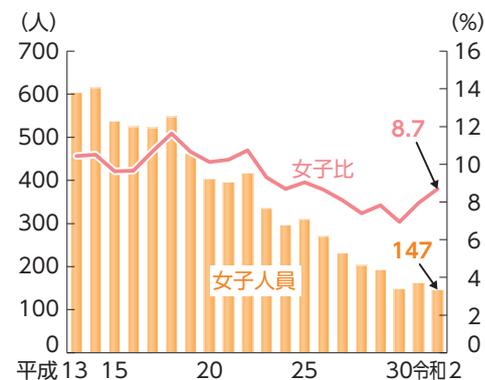
4-7-2-8図 女性（成人・少年）保護観察開始人員・女性比の推移

（平成13年～令和2年）

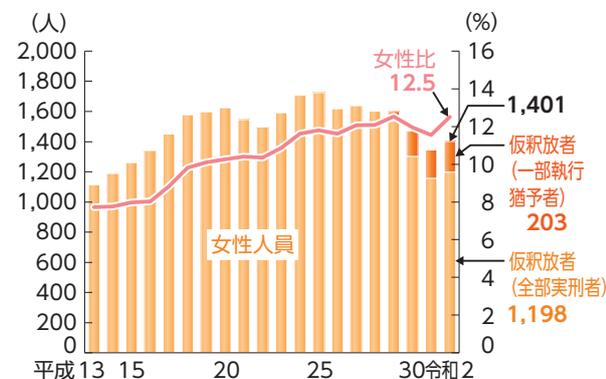
① 保護観察処分少年



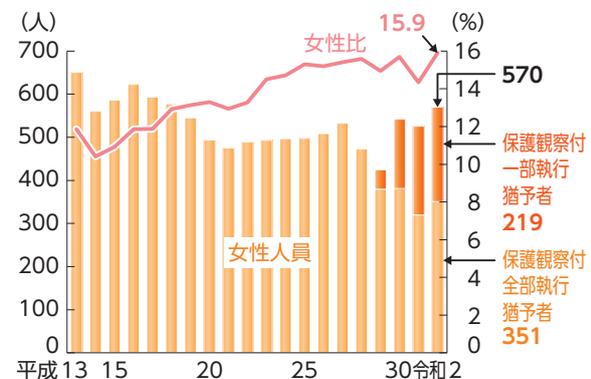
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者のうち、その多くを窃盗事犯者が占めている（CD-ROM資料2-9参照）ところ、令和2年に嗜癖的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、それらの者の保護観察の実施に活用されている（第2編第5章第3節2項（7）イ参照）。特に女性の嗜癖的窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適應状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされる。

我が国の総人口は、令和2年10月1日現在、1億2,571万人で、高齢者人口は65歳以上では3,619万人（総人口に占める割合は28.8%）であり、70歳以上では2,794万人（同22.2%）である（総務省統計局の人口資料のうち、人口推計による。）。

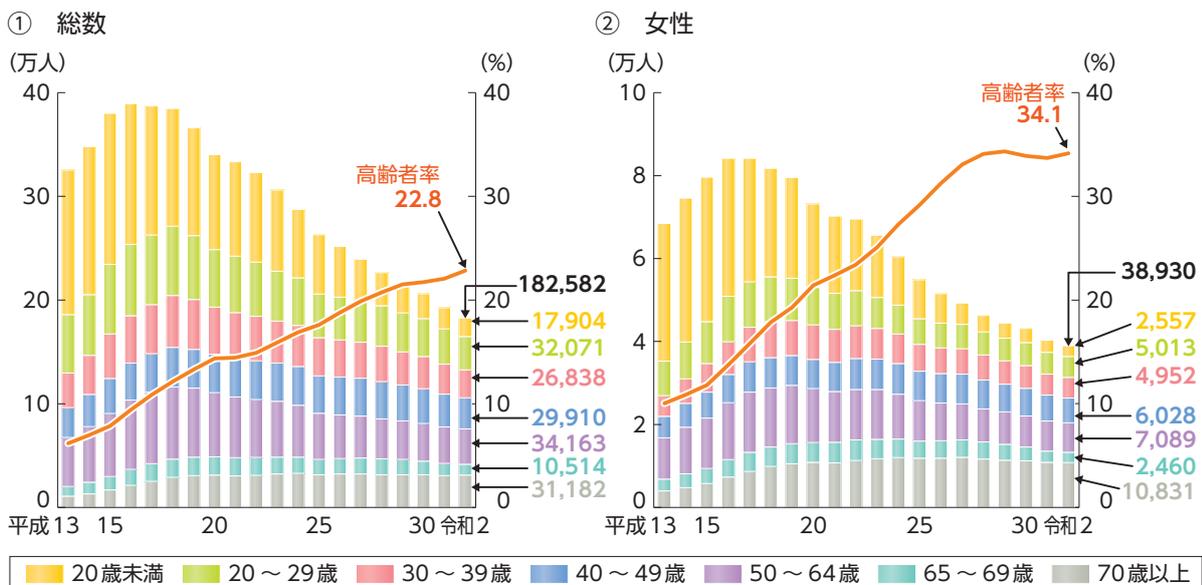
第1節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、**4-8-1-1図**のとおりである。高齢者の検挙人員は、平成20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後高止まりの状況にあったが、28年から減少し続けており、令和2年は4万1,696人（前年比1.8%減）であった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになり、令和2年には74.8%に相当する3万1,182人（同1.4%増）となった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、平成28年以降20%を上回り、令和2年は22.8%（同0.8pt上昇）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後高止まり状況にあったが、28年から減少し続けており、令和2年は1万3,291人（前年比2.2%減）であった。このうち、70歳以上の女性は、平成23年以降女性高齢者の検挙人員の7割を超えるようになり、令和2年は81.5%に相当する1万831人（同0.2%減）となった。女性の高齢者率は、平成29年に34.3%に達し、その翌年から低下していたが、令和2年は34.1%（同0.5pt上昇）であった。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

（平成13年～令和2年）



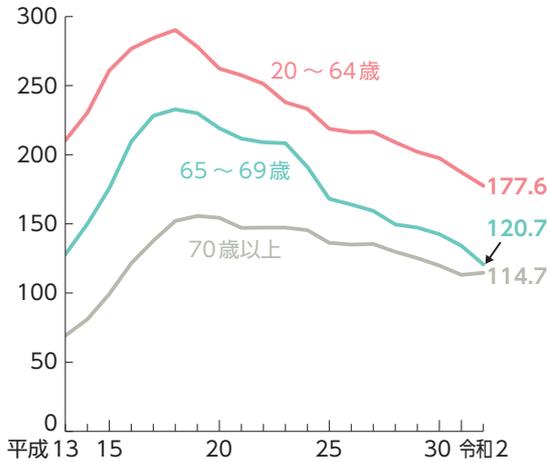
注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-1-2図のとおりである。

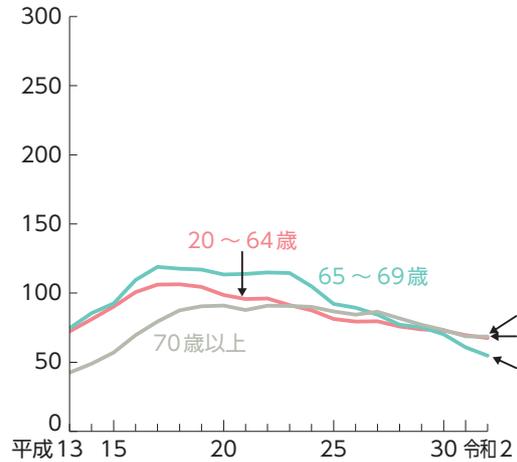
4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成13年～令和2年)

① 総数



② 女性



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-8-1-3図は、令和2年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べて、高齢者では窃盗の構成比が高いが、特に、女性では、約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和2年)



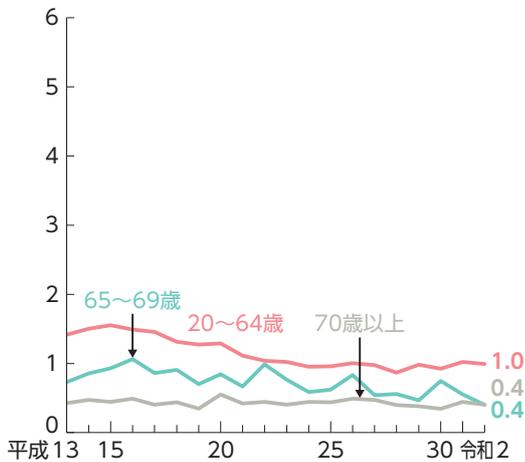
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、**4-8-1-4図**のとおりである。

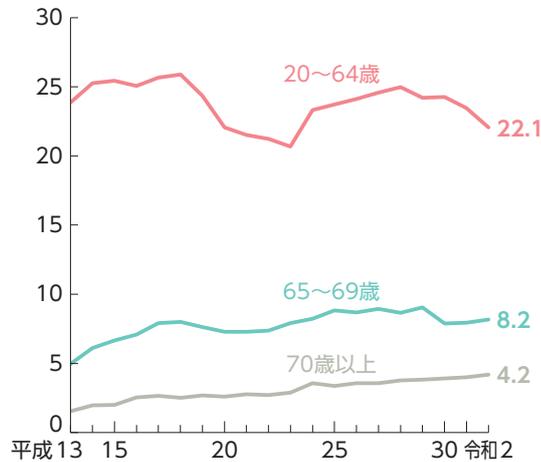
4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成13年～令和2年）

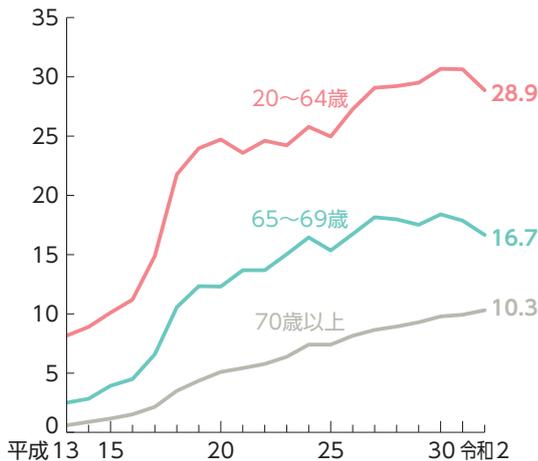
① 殺人



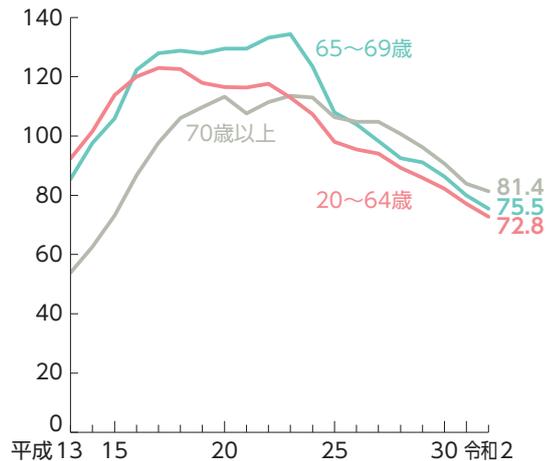
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 処遇

1 検察

令和2年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、**4-8-2-1図**のとおりである。

刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.7pt高い。

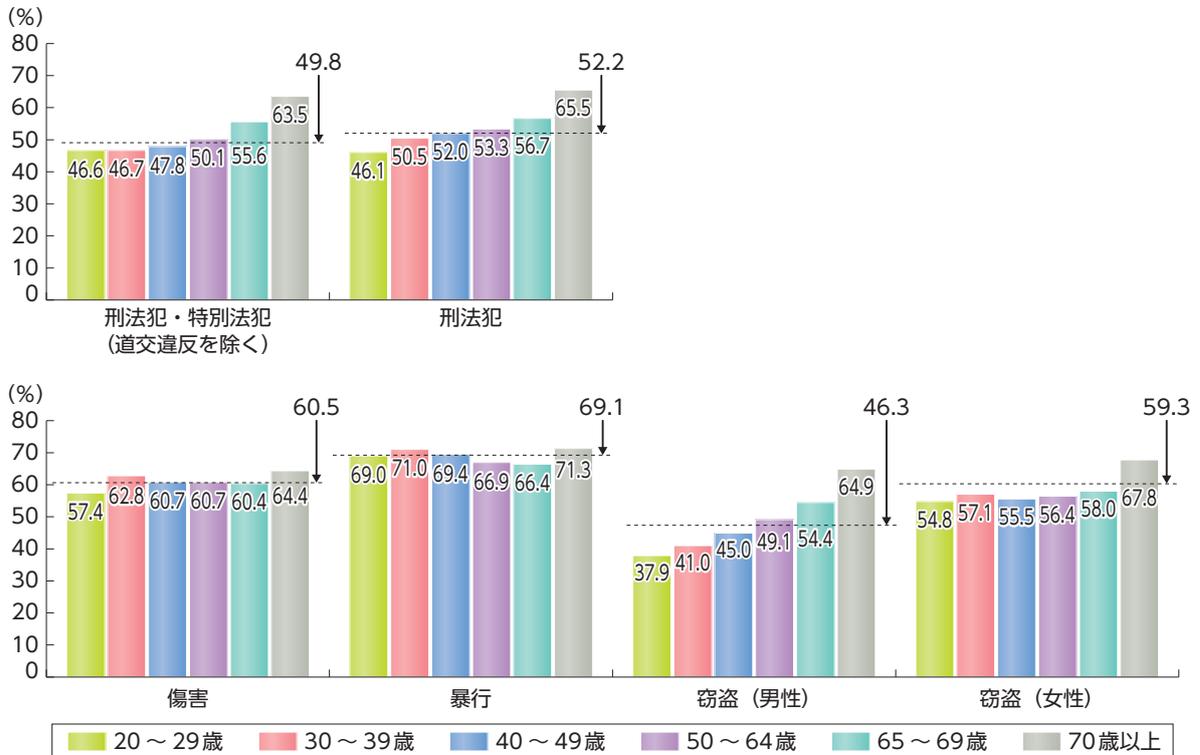
このうち刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の後記の状況を受けて、高齢者は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.4pt高い。

罪名別で見ると、65～69歳の者の起訴猶予率は、傷害及び暴行共に、他の年齢層と比べて低い傾向があるのに対して、70歳以上の者の起訴猶予率は、傷害及び暴行共に、他の年齢層よりも高い。

窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性は、年齢層による起訴猶予率の差が男性ほど大きくないものの、他の年齢層よりも高い。

4-8-2-1図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体の起訴猶予率である。

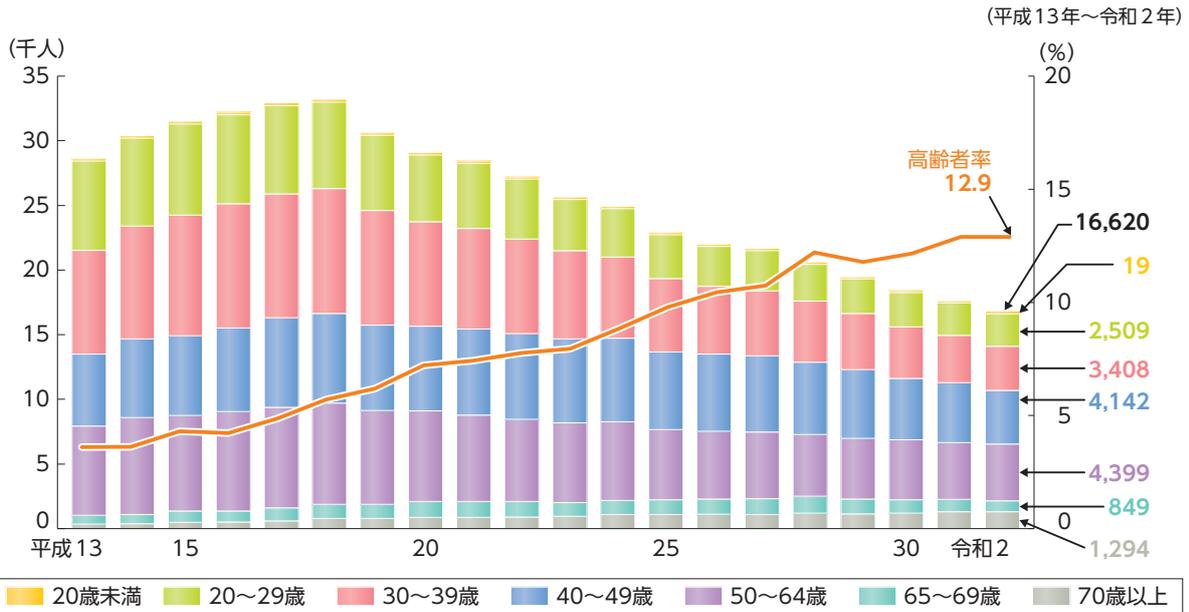
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、増加傾向にあり、令和2年は2,143人（前年比4.8%減）であるところ、平成13年と比べて約2.1倍に増加している。特に、70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、同年と比べて約3.8倍に増加している。高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和2年は12.9%であるところ、平成13年と比べて9.3pt上昇している。

女性の高齢入所受刑者の人員も、同様に増加傾向にあり、令和2年は336人（前年比1.8%増）であるところ、平成13年と比べて約5.7倍に増加している。特に、70歳以上の女性の入所受刑者人員の増加が顕著であり、22年以降は一貫して65～69歳の女性の入所受刑者人員を上回っている。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、令和2年は245人であった。平成13年以降の女性の高齢者率を見ると、上昇傾向にあり、令和2年は19.0%であるところ、平成13年と比べて15.2pt上昇している（CD-ROM参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

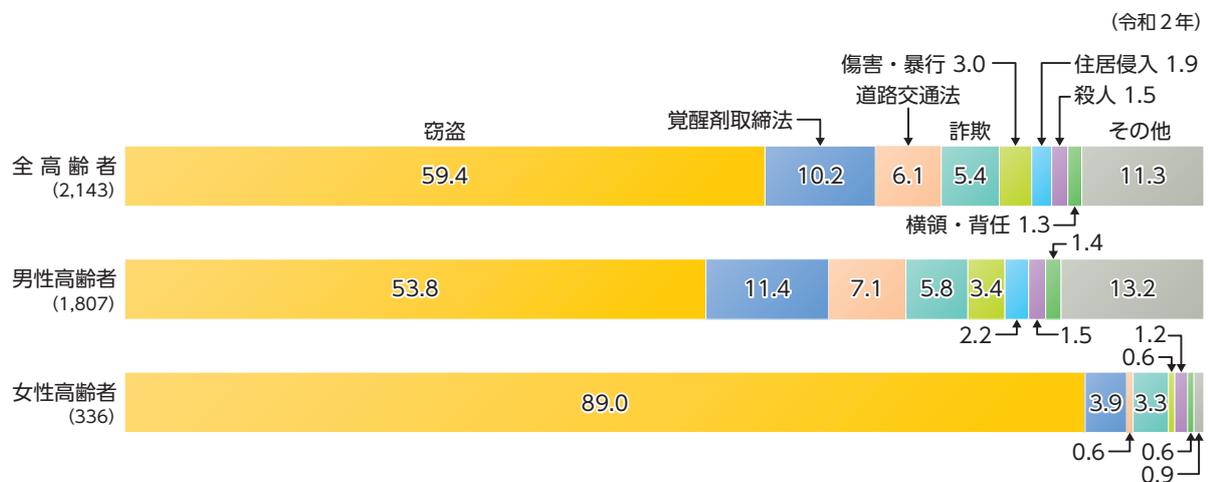


注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和2年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20~64歳が21.0であったのに対し、65~69歳は10.3、70歳以上は4.6であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20~64歳が4.2であったのに対し、65~69歳は2.1、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和2年における高齢の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、窃盗が最も高く、次いで覚醒剤取締法違反、道路交通法違反の順であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗の構成比が顕著に高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-4図参照）。

4-8-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

平成30年度から、各矯正管区の基幹施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所）において、入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上のものなどに対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された受刑者に対して、医師による診察を実施する取組を行っている。令和元年から実施対象施設に栃木刑務所及び和歌山刑務所が追加され、2年においては、930人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が195人、認知症と診断された者が54人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率の推移（最近20年間）を見ると、**4-8-2-4図**のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM参照）。

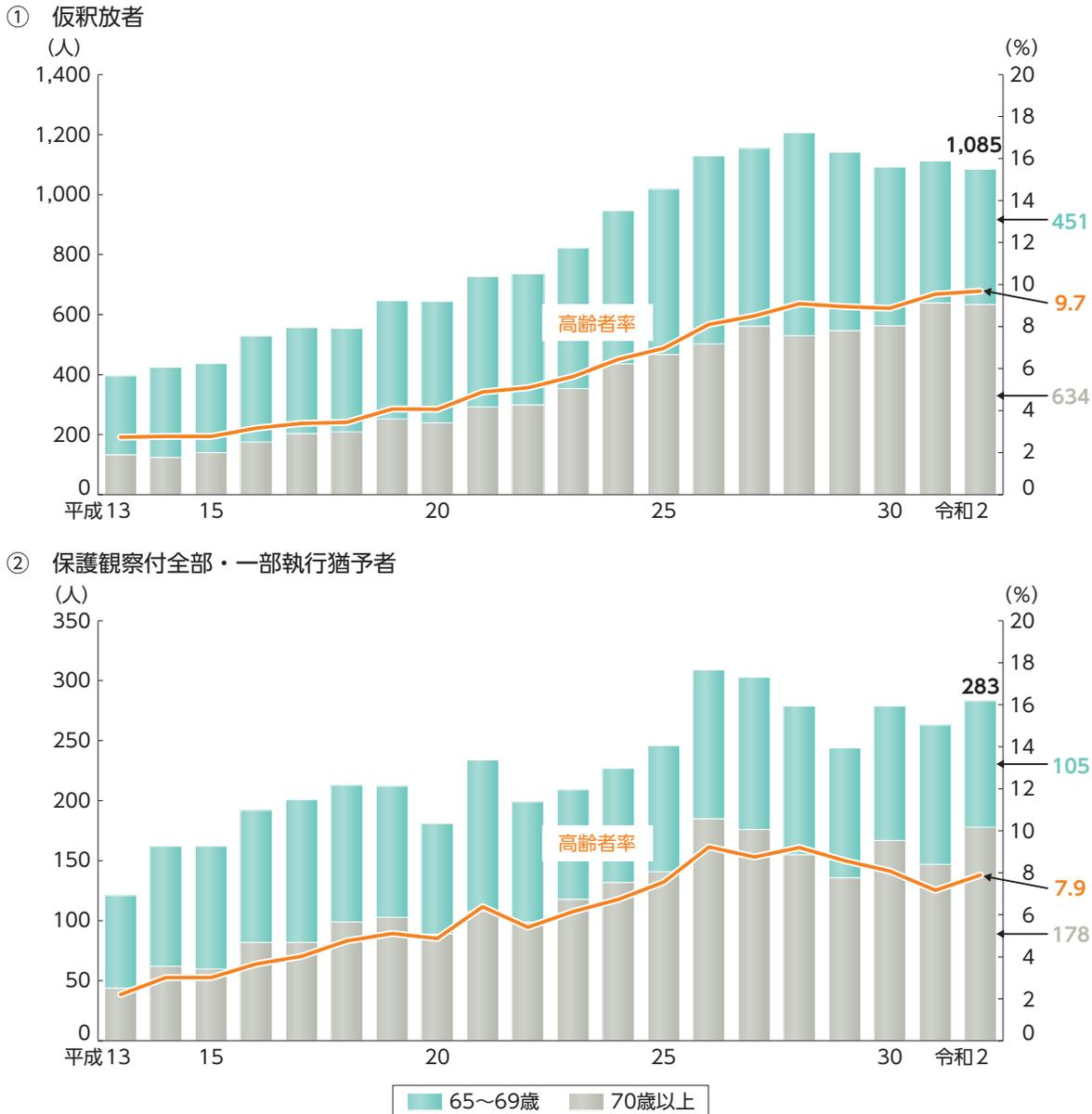
仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員・高齢者率は、増加・上昇傾向にあり、令和2年は保護観察開始人員が前年より若干減少したものの、高齢者率は前年よりも若干上昇した。70歳以上の仮釈放者は634人（前年比5人減）であり、平成元年以降最多となった前年より減少した（CD-ROM参照）。令和2年の高齢者の保護観察開始人員は、平成13年と比べて約2.8倍に増加している。特に、70歳以上の人員では、約4.8倍に増加している。

保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者の保護観察開始人員は増減を繰り返しており、高齢者率については、上昇傾向にあり、平成26年及び28年には9.2%に達した後、29年以降は毎年低下していたが、令和2年は7.9%（前年比0.7pt上昇）であった。2年の高齢者の保護観察開始人員は、平成13年と比べて約2.3倍に増加している。特に、70歳以上の人員は、約4.0倍であり、23年以降は一貫して65～69歳の人員を上回っている。

令和2年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は1,458人、65～69歳は21人、70歳以上は17人となっている（CD-ROM参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和2年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が14.7であったのに対し、65～69歳は5.5、70歳以上は2.3であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和2年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、40.3%であり、出所受刑者全体の仮釈放率（59.2%）よりも18.9pt低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1図CD-ROM参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は43.0%（前年比0.4pt上昇）、70歳以上は38.6%（同0.1pt低下）であった。2年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、65.1%であり、高齢出所受刑者人員総数の仮釈放率よりも24.8pt高く、年齢層別に見ると、65～69歳は69.6%（同8.4pt上昇）であり、70歳以上は63.6%（同7.0pt上昇）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し続け、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は、358万1,443人（前年比2,482万1,066人（87.4%）減）と大幅に減少した。国籍・地域別に見ると、中国（台湾及び香港等を除く。）が83万6,088人（同88.7%減）と最も多く、次いで、台湾64万7,424人（同85.7%減）、韓国43万2,707人（同91.9%減）の順となっている。在留資格別では、観光等を目的とする短期滞在が93.8%と最も高く、次いで、技能実習（2.3%）、留学（1.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、27年以降過去最多を更新し続けていたが、令和2年は288万7,116人（前年比1.6%減）となり、8年ぶりに減少した。2年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。77万8,112人）が最も多く、次いで、ベトナム（44万8,053人）、韓国（42万6,908人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国に在留する外国人のうち、不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加していたが、令和3年は8万2,868人（前年比24人減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和2年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万5,875人（前年比18.1%減）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万4,465人（91.1%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反504人（3.2%）、不法入国225人（1.4%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 犯罪の動向

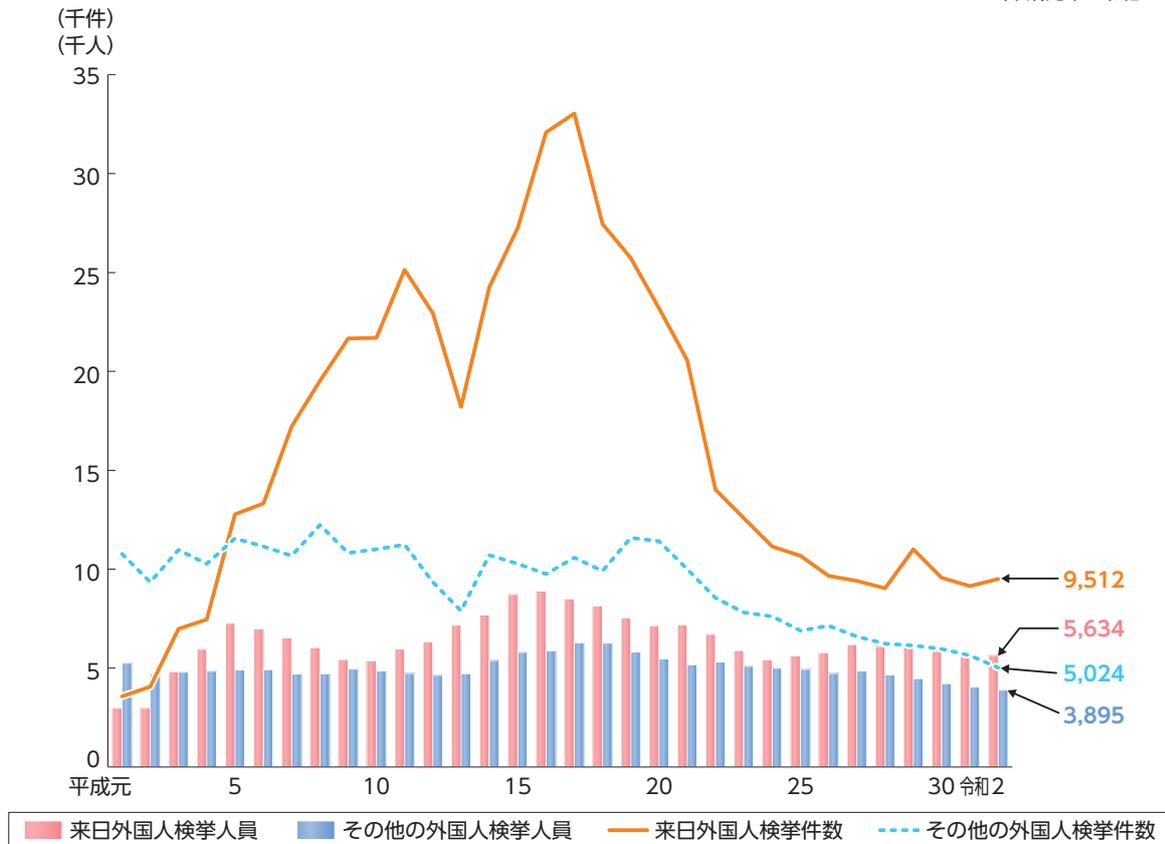
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、17年に4万3,622件を記録したが、18年から減少に転じ、29年には一時的に増加した後、30年から再び減少し、令和2年は1万4,536件（前年比1.7%減）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に1万4,786人を記録した後、18年から減少し、25年から増減を繰り返した後、再び減少し、令和2年は9,529人（同0.8%減）であった（4-9-2-1図CD-ROM参照）。2年における刑法犯検挙人員総数（18万2,582人）に占める外国人の比率は5.2%であった（警察庁の統計による）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じた後、30年から再び減少に転じていたが、令和2年は前年よりも364件増加し、9,512件（前年比4.0%増）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあり、25年から増加に転じ、28年から再び減少傾向に転じたが、令和2年は5,634人（同1.3%増）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和2年）

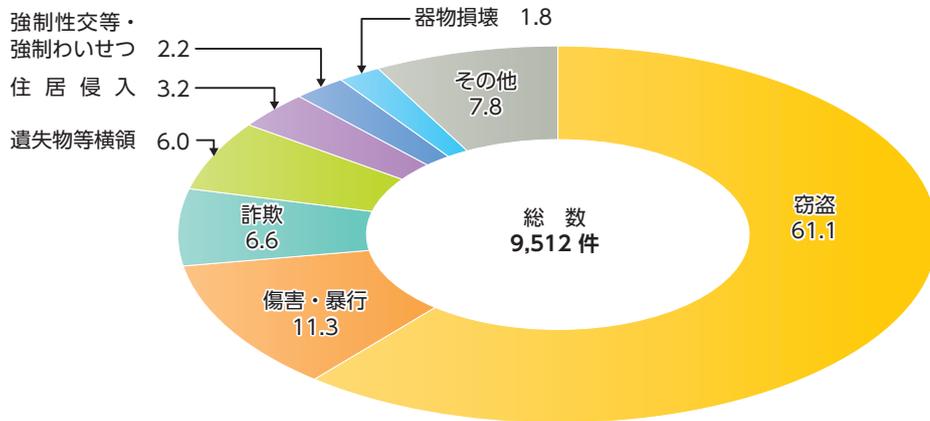


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和2年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、強盗は0.9%（84件）、殺人は0.5%（50件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和2年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

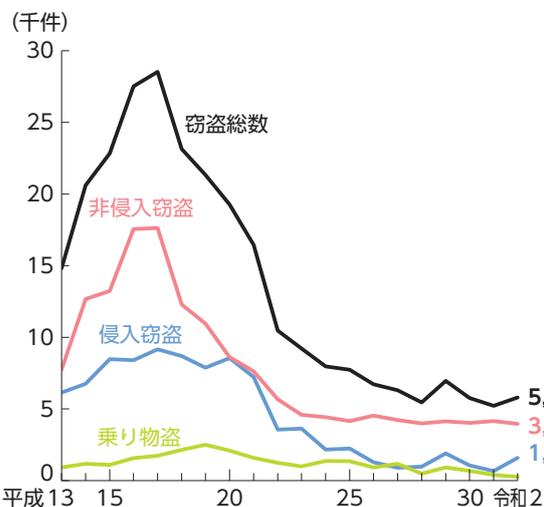
4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

なお、令和2年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが2,252件（検挙人員873人）と最も多く、次いで、中国1,668件（同739人）、韓国・朝鮮461件（同106人）の順であった。傷害・暴行は、中国が261件（同303人）と最も多く、次いで、ブラジル125件（同133人）、ベトナム118件（同134人）の順であった（警察庁の統計による。）。

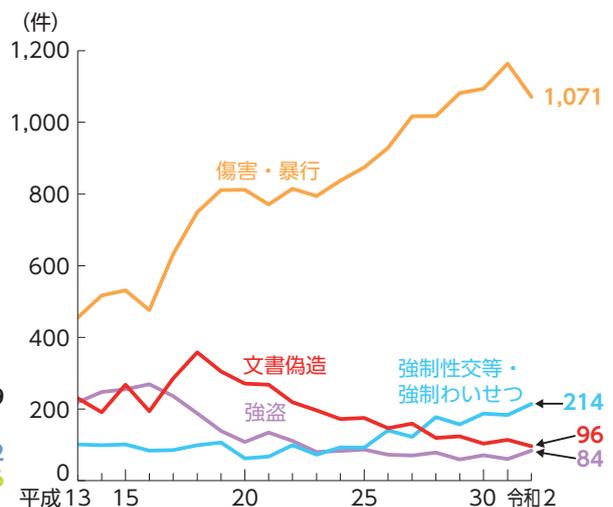
4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成13年～令和2年)

① 窃盗



② 強盗、傷害・暴行、強制的性交等・強制的わいせつ、文書偽造



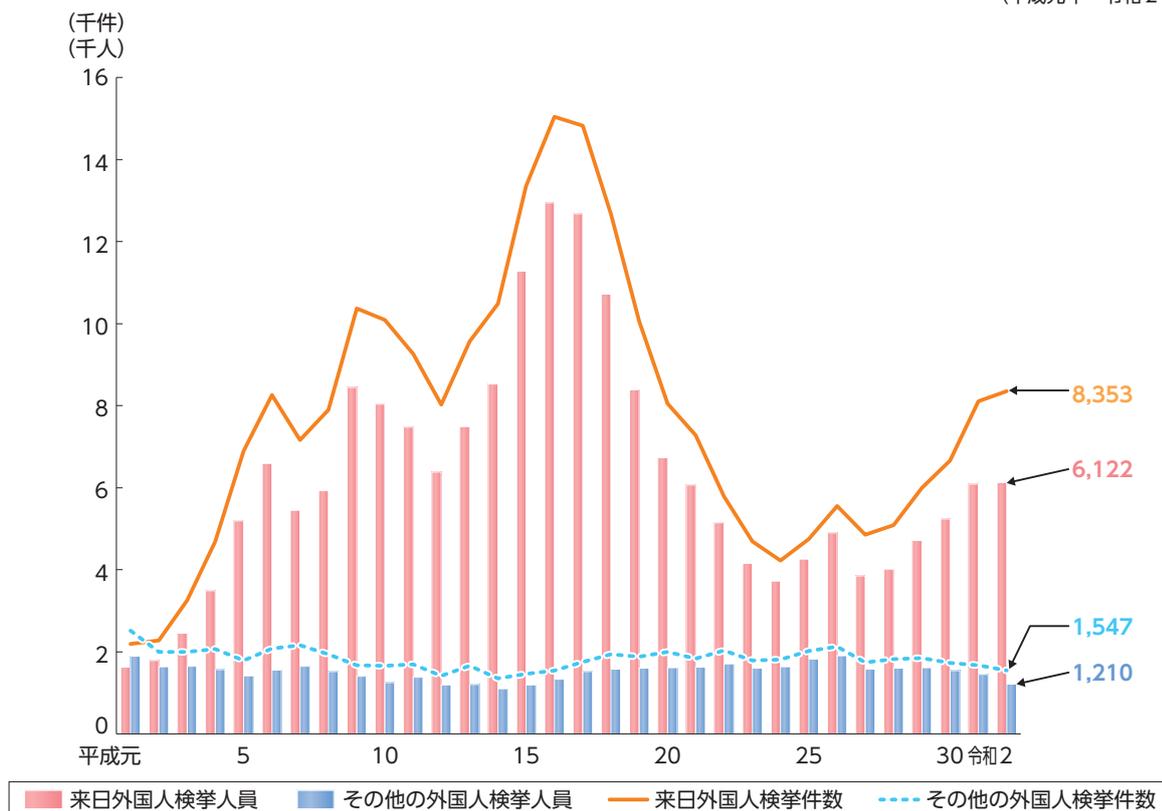
注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
2 「強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をい、29年以降は強制的性交等及び同改正前の強姦をいう。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少していたが、25年からの増減を経て、28年から5年連続で増加しており、令和2年は検挙件数8,353件（前年比241件（3.0%）増）、検挙人員6,122人（同30人（0.5%）増）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和2年）



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

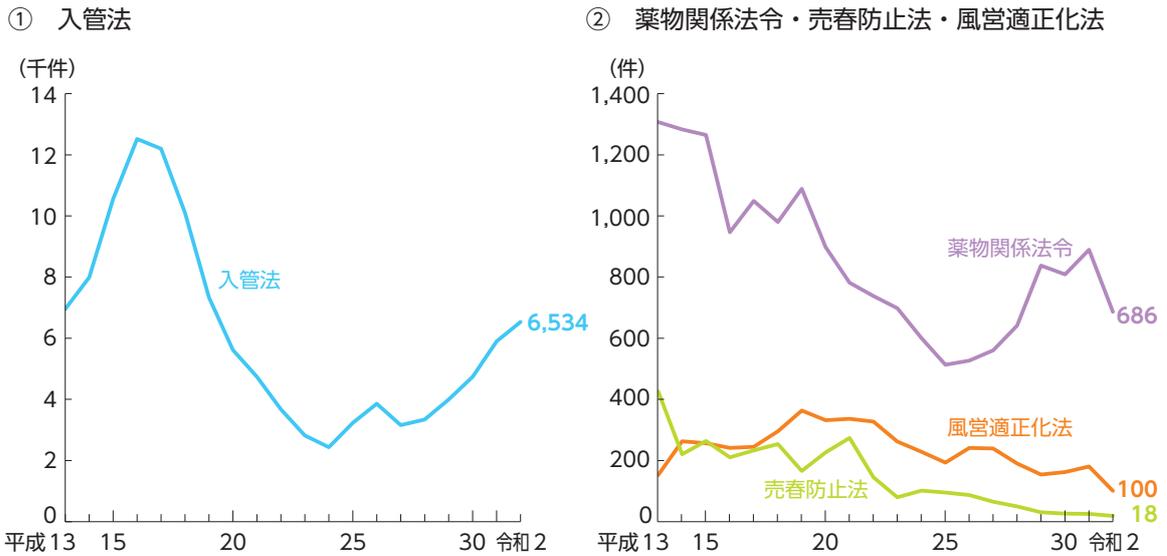
4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたが、25年及び26年に増加し、27年は減少したものの、28年から増加し続け、令和2年は6,534件（前年比637件（10.8%）増）であった。2年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が4,178件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）977件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・收受を含む。）790件、資格外活動290件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、令和2年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが3,468件（検挙人員2,332人）と最も多く、次いで、中国1,292件（同872人）、タイ424件（同368人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が358件（同271人）であり、ブラジルが100件（同69人）と最も多く、次いで、フィリピン64件（同47人）、ベトナム63件（同57人）の順であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-5 図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

(平成13年～令和2年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

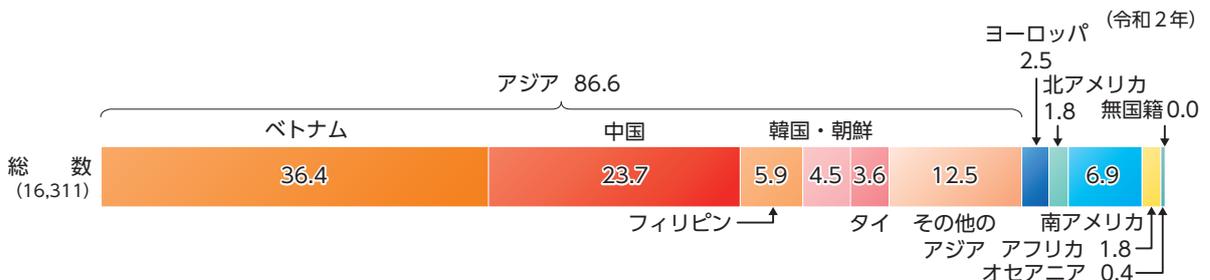
第3節 処遇

1 検察

(1) 受理状況

令和2年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1 図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、2年も引き続き、ベトナムが36.4%と最も高く、次いで、中国（23.7%）、フィリピン（5.9%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が3,547人と最も多く、次いで、窃盗（987人）、傷害（111人）の順であり、中国は、入管法違反が1,340人と最も多く、次いで、窃盗（800人）、傷害（283人）の順であり、フィリピンは、入管法違反が397人と最も多く、次いで、窃盗（148人）、覚醒剤取締法違反（81人）の順であった（検察統計年報による。）。

4-9-3-1 図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比



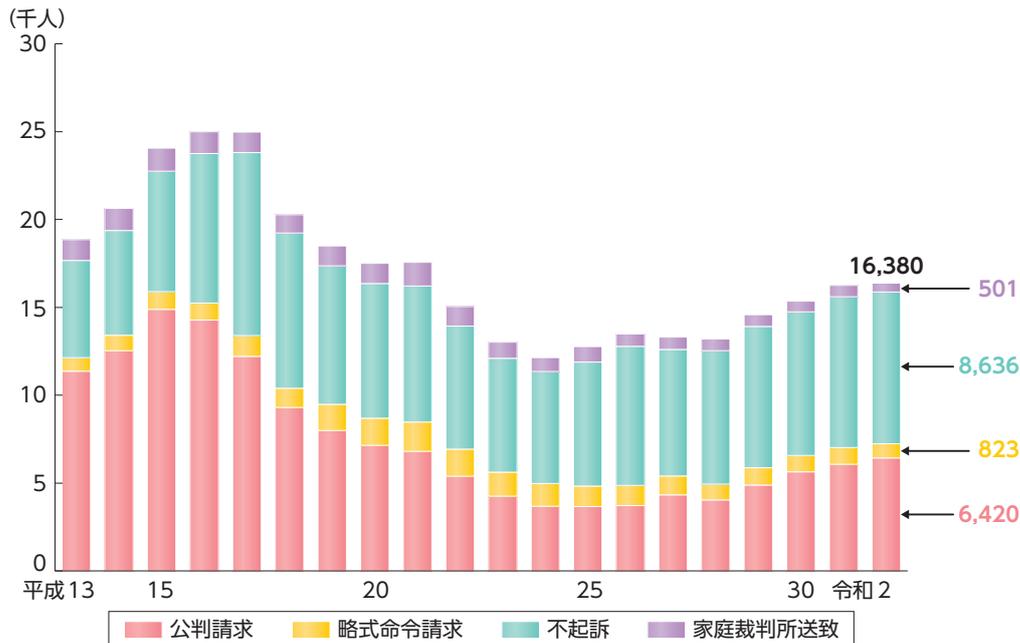
注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年は1万6,380人と前年比で0.8%増加しており、近年増加傾向にある（CD-ROM資料4-7参照）。なお、2年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（28万3,573人）の5.8%、外国人被疑事件の終局処理人員（2万751人）の78.9%を占めている（CD-ROM資料4-8参照）。

4-9-3-2図 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成13年～令和2年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和2年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では6.2pt高く、特別法犯では1.7pt低く、入管法違反を除いた特別法犯では2.0pt低い（CD-ROM資料2-3及び4-8参照）。

（令和2年）

罪 名	全 終 局 処 理 人 員	[起 訴 率]	来日外国人終局処理人員		[起 訴 率]
			人数	(%)	
総 数	283,573	[41.1]	16,380	(100.0)	[45.6]
刑 法 犯	194,580	[37.4]	6,863	(41.9)	[43.6]
住 居 侵 入	6,369	[40.5]	301	(1.8)	[34.1]
文 書 偽 造	2,478	[31.4]	148	(0.9)	[67.1]
強 制 わ い せ つ	3,902	[33.9]	173	(1.1)	[36.6]
強 制 性 交 等	1,435	[37.0]	46	(0.3)	[23.9]
殺 人	1,123	[25.4]	20	(0.1)	[80.0]
傷 害	35,719	[31.4]	1,196	(7.3)	[27.4]
窃 盗	82,964	[43.7]	3,014	(18.4)	[53.8]
強 盗	2,002	[42.2]	79	(0.5)	[77.8]
詐 欺	13,367	[54.5]	539	(3.3)	[64.6]
横 領	8,299	[20.9]	257	(1.6)	[5.1]
毀 棄 ・ 隠 匿	7,979	[22.1]	219	(1.3)	[22.3]
特 別 法 犯	88,993	[48.8]	9,517	(58.1)	[47.0]
風 営 適 正 化 法	1,610	[47.2]	184	(1.1)	[33.9]
銃 刀 法	5,898	[18.4]	175	(1.1)	[21.1]
売 春 防 止 法	557	[33.8]	14	(0.1)	[92.9]
大 麻 取 締 法	7,251	[49.4]	293	(1.8)	[44.6]
覚 醒 剤 取 締 法	13,525	[77.2]	497	(3.0)	[77.3]
関 税 法	457	[68.9]	165	(1.0)	[73.3]
入 管 法	7,489	[46.9]	6,805	(41.5)	[47.0]

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

3 「来日外国人」については、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。

5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

6 ()内は、構成比である。

2 裁判

令和2年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、5,123人（前年比9.5%増）であり、有罪人員総数に占める比率は、10.4%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和2年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、4,441人（前年比13.7%増）であった。通訳言語は44に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,660人（37.4%）と最も多く、次いで、中国語1,034人（23.3%）、タイ語291人（6.6%）、タガログ語263人（5.9%）、ポルトガル語209人（4.7%）、英語170人（3.8%）、スペイン語135人（3.0%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和2年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、4,129人（前年比15.5%増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では89.2%、入管法違反を除くと78.1%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、2年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、3人であった（CD-ROM資料4-9参照）。

3 矯正

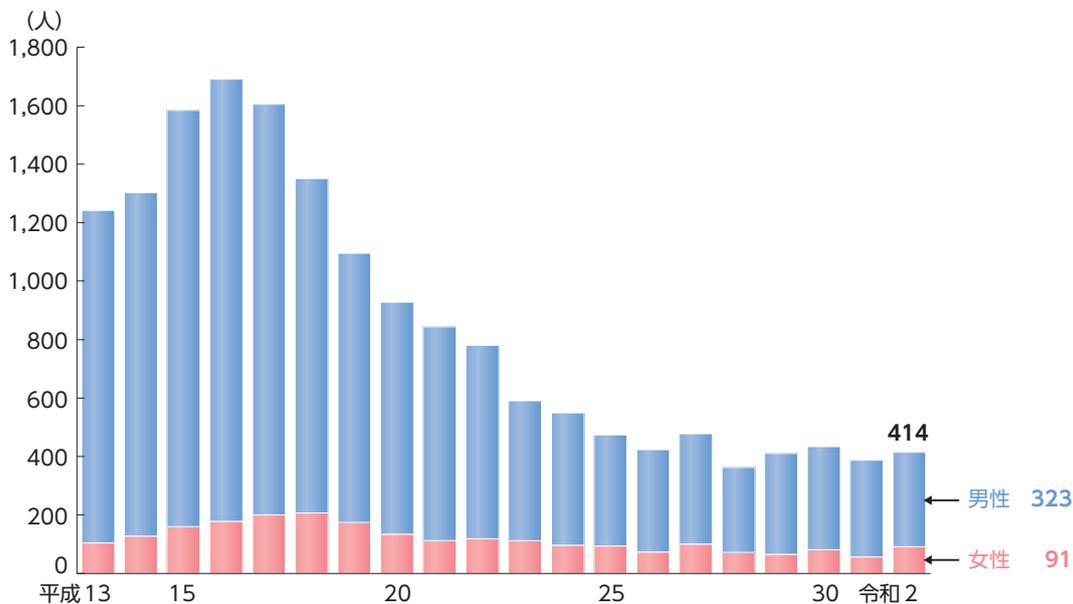
令和2年における外国人の入所受刑者は、718人（前年比1.6%減）であった（矯正統計年報による。）。

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（**2-4-3-2表**参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-9-3-4図**のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあったが、近年は400人前後で推移しており、令和2年は414人（前年比7.0%増）であった。2年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、中国が97人と最も多く、次いで、タイ43人、ブラジル40人の順であった（CD-ROM資料**4-10**参照）。罪名別に見ると、覚醒剤取締法違反が154人と最も多く、次いで、窃盗の114人であった（矯正統計年報による。）。

令和2年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,268人（男性1,071人、女性197人）であり、前年末比で0.2%増加した（矯正統計年報による。）。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成13年～令和2年）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和2年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、505人（前年比7.5%減）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は34人であった）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が226人と最も多く、次いで、中国73人、ベトナム43人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。来日外国人に限ると、272人（同17.8%減）であり、その内訳は、仮釈放者が254人、保護観察付全部執行猶予者が9人、保護観察付一部執行猶予者が9人であった（保護統計年報による。）。

令和2年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者180人、保護観察付全部執行猶予者42人、保護観察付一部執行猶予者17人の合計239人（前年末比20.3%減）であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放者のうち、140人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が98人、退去強制手続により収容中の者が38人、仮放免中の者が4人であった（法務省保護局の資料による。）。

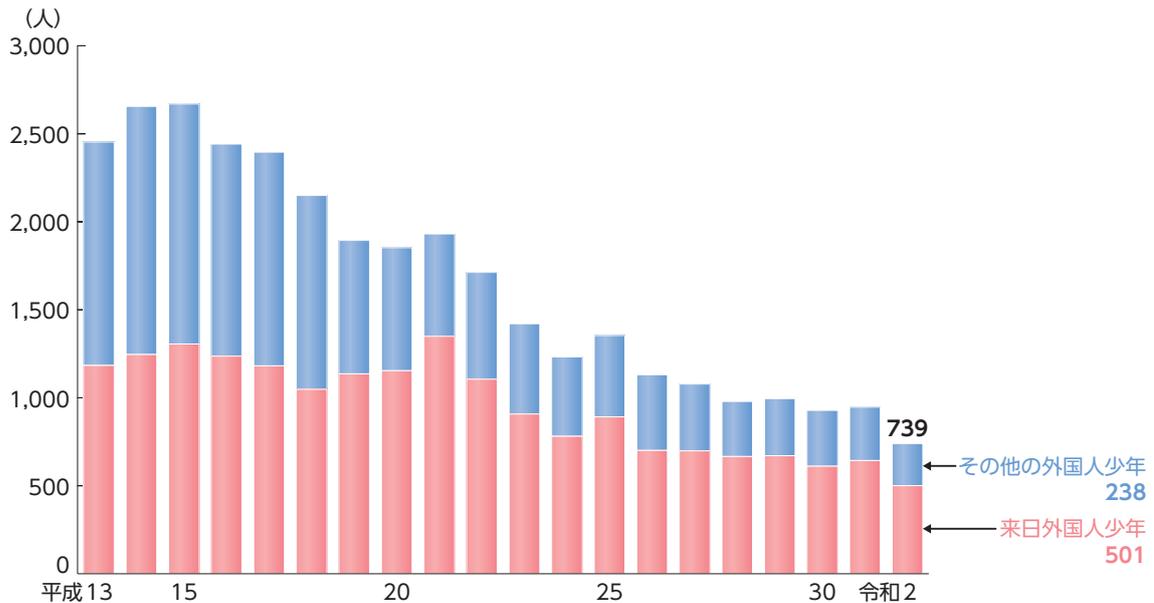
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

(平成13年～令和2年)



- 注 1 検察統計年報による。
2 検察官の送致に係るものに限る。
3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

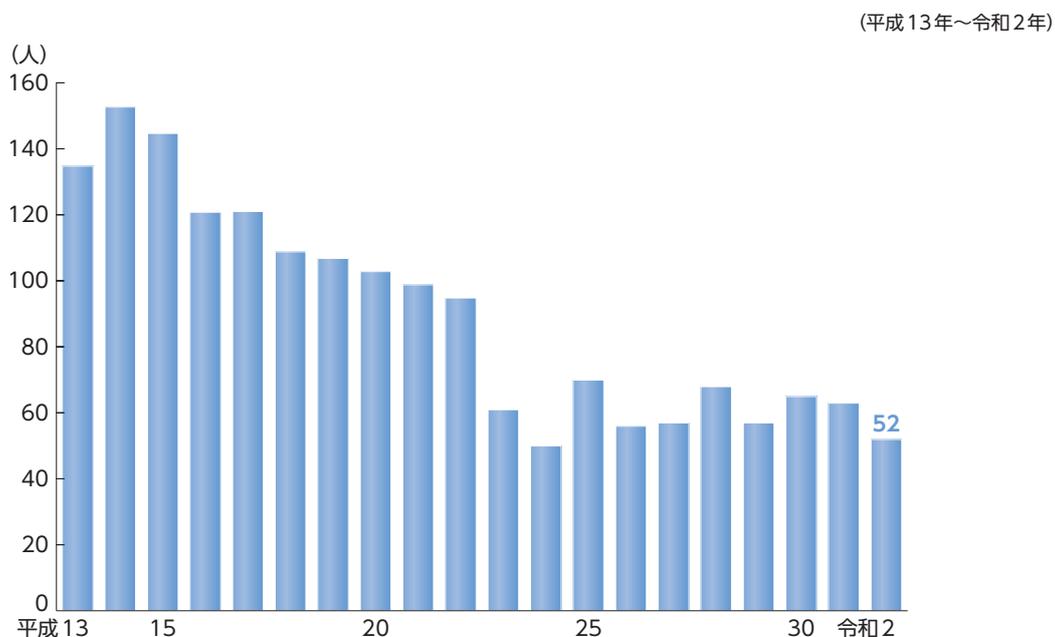
令和2年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、中国が122人(24.4%)と最も多く、次いで、ブラジル98人(19.6%)、フィリピン83人(16.6%)、ベトナム60人(12.0%)、ペルー25人(5.0%)の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が246人(49.1%)と最も多く、次いで、横領(遺失物等横領を含む)42人(8.4%)、傷害(暴行及び凶器準備集合を含む)33人(6.6%)の順であった(検察統計年報による。)

2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和2年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが17人と最も多く、次いで、韓国・朝鮮10人、中国及びフィリピンいずれも8人の順であった（CD-ROM参照）。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移



注 矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する外国人少年を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（**3-2-4-9表**参照）。

(2) 保護観察

令和2年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、208人であった。その内訳は、保護観察処分少年150人、少年院仮退院者58人であった。国籍別に見ると、ブラジルが59人と最も多く、次いで、フィリピン45人、中国31人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。

令和2年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年114人、少年院仮退院者33人であった（法務省保護局の資料による。）。

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和2年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7%であったが、罪名別で見ると、放火（14.8%）及び殺人（6.9%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和2年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	強制性交等・ 強制わいせつ	傷害・ 暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	182,582	878	1,654	582	3,937	43,709	2,862	88,464	8,326	32,170
精神障害者等 (B)	1,345	61	17	86	21	426	55	267	33	379
精神障害者	940	37	11	58	12	318	32	162	22	288
精神障害の疑いのある者	405	24	6	28	9	108	23	105	11	91
B/A (%)	0.7	6.9	1.0	14.8	0.5	1.0	1.9	0.3	0.4	1.2

注 1 警察庁の統計による。

2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和2年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分が付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、367人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、5人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和2年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、4-10-2-1表のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節5項及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

(令和2年)

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	16,620	2,544 (15.3)	297 (1.8)	63 (0.4)	337 (2.0)	...	1,847 (11.1)
少年院入院者	1,624	458 (28.2)	139 (8.6)	11 (0.7)	7 (0.4)	200 (12.3)	101 (6.2)

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。
 3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。
 4 ()内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

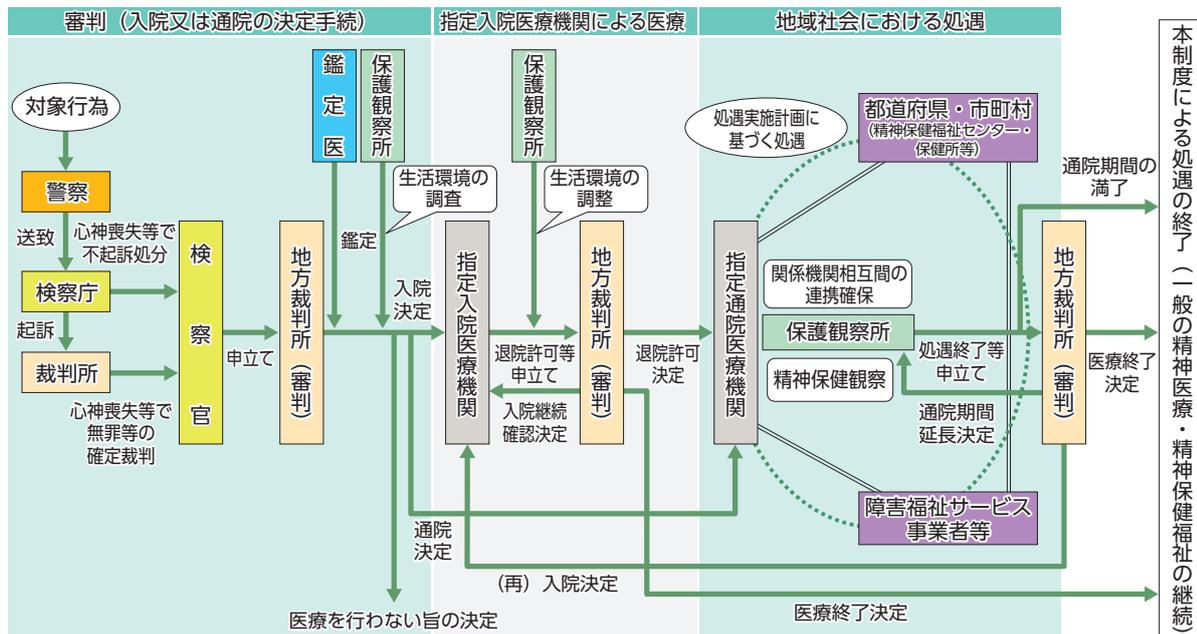
3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）ア及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害等対象者」の類型に認定された者は、令和2年末現在、3,187人（前年末比0.5%減）であり、保護観察対象者全体（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。）に占める比率は13.0%である（2-5-3-6表CD-ROM及び3-2-5-6表CD-ROM参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、強制わいせつ及び強制性交等、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和2年における生活環境の調査の開始件数は、325件であった（保護統計年報による。）。

令和2年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、**4-10-3-2表**のとおりである。

4-10-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

(令和2年)

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	323	290	5	28	309	236	33	31	1	7	1	-
放火	97	91	1	5	86	61	10	14	-	1	-	-
強制性交等	7	5	-	2	6	3	-	3	-	-	-	-
殺人	67	53	3	11	72	55	9	7	-	1	-	-
傷害	147	136	1	10	139	113	13	6	1	5	1	-
強盗	5	5	-	-	6	4	1	1	-	-	-	-

注 1 司法統計年報並びに法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。

2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。

3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。

4 「強制性交等」は、強制わいせつに当たる行為及び平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。

6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。

7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。

8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。

9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和3年4月1日現在、全国に33の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））に入院して、この制度に基づく専門的で手厚い医療を受けることになる。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和2年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は239件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は793件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。また、対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和2年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）は209件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）は68件が受理され、また、退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は172件、医療終了決定は28件なされている（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和3年4月1日現在、全国に3,854の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定めている。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施している。また、処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行っている。

令和2年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は202件（このうち退院許可決定によるものは169件）、終結件数（移送によるものを除く。）は247件（このうち通院期間の満了によるものは169件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は576件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は64件、（再）入院決定は6件であった（司法統計年報による。）。)

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和2年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-1表のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

(令和2年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命請	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	13,244	11,530	1,714	13,229	1,848	396	1,452	11,289	8,525	2,764	92	
窃盗	378	360	18	376	79	51	28	283	249	34	14	
詐欺	98	87	11	101	21	21	-	80	19	61	-	
横領	137	62	75	71	9	7	2	62	36	26	-	
収賄	24	22	2	22	20	20	-	2	-	2	-	
偽造	695	232	463	685	13	12	1	672	81	591	-	
職権濫用	702	89	613	776	1	1	-	775	6	769	-	
その他の刑法犯	1,994	1,550	444	1,888	326	141	185	1,549	642	907	13	
過失運転致死傷等	8,217	8,216	1	8,274	994	36	958	7,221	7,014	207	59	
特別法犯	999	912	87	1,036	385	107	278	645	478	167	6	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和2年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-2表のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

(令和2年)

区分	新規受理			終局処理								
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公請	判求	略式命請	不起訴	起猶	訴予	その他
総数	33	30	3	32	30	30	-	2	-	2	-	
国会議員	2	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	
地方公共団体の議会の議員	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	
国家公務員	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	
地方公共団体職員	20	20	-	18	16	16	-	2	-	2	-	
みなす公務員	9	8	1	10	10	10	-	-	-	-	-	

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。